



市政改革プラン（案）

-新しい住民自治の実現に向けて-

アクションプラン編

平成24年6月
大 阪 市

はじめに

基本方針編で示した、市政改革の基本的な考え方、地域社会の将来像、区政運営のめざす姿、行財政運営のめざす姿やそれぞれの取組の方向性を踏まえ、今後具体的に実施していく取組内容や目標とする期限などを「アクションプラン編」としてとりまとめました。

「アクションプラン編」では、市政改革の3つの柱である

- 1 大きな公共を担う活力ある地域社会づくり
- 2 自律した自治体型の区政運営
- 3 ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営

を進めるにあたって、それぞれの柱ごとに「平成24年度から大阪にふさわしい大都市制度が実現するまでの期間(概ね3年間)」に具体的に取り組んでいく事項をとりまとめ、事項ごとに戦略、取組内容、スケジュールや成果目標などを示しました。

このアクションプランに基づき、それぞれの取組について、区長・局長の主体的・自律的な組織マネジメントのもと、PDCAサイクル(※)を徹底させながら、「トライアル・アンド・エラー、エラー・アンド・トライアル」の姿勢で改革を進めてまいります。

(※) PDCAサイクル: 施策・事業に必要な要素である企画(Plan)、運営(Do)、評価(Check)、改善(Action)を一貫した流れのものとしてとらえ、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結びつける手法

目次

1	大きな公共を担う活力ある地域社会づくり	4
(1)	豊かなコミュニティづくり	7
(2)	地域活動の活性化	8
ア	地域団体の活動の活性化の支援	8
イ	地域活動の担い手の拡大への支援	10
(3)	多様な協働(マルチパートナーシップ)の推進	12
ア	多様な主体のネットワーク拡充への支援	12
イ	地域公共人材の充実への支援	13
(4)	市民による自律的な地域運営の実現	14
ア	多様な団体が参画する地域運営の仕組みづくりの支援	15
イ	活動内容を限定しない柔軟な財政的支援	16
(5)	地域資源が循環する仕組みづくり	17
ア	多様な分野におけるコミュニティ・ビジネス化、ソーシャル・ビジネス化の支援	17
イ	本市の事務事業の社会的ビジネス化	19
(6)	中間支援組織の活用	20
2	自律した自治体型の区政運営	21
(1)	区域内の行政を区長の決定により実施する仕組みづくり	22
ア	基礎自治に関する施策・事業の決定権の局長から区長への移譲と局の区長の補助組織化	22
イ	区間調整の仕組みづくり	23
ウ	公募区長による個性あふれる区政運営	24
(2)	多様な区民の意見やニーズを区政に反映するとともに、区民による区政の評価を行うことのできる仕組みづくり	25
ア	多様な区民の意見やニーズを区政に反映することのできる仕組みづくり	25
イ	区民が区政運営に参画する仕組みづくり	26
(3)	地域活動を支える「かなめ」としての区役所づくり	27
ア	積極的な情報発信等による地域活動支援	27
イ	各地域の実情に応じたきめ細かな支援体制の構築	28
(4)	区民の安全・安心を担う総合拠点としての区役所づくり	29
(5)	区役所における区民サービスの向上と効率的な業務運営	30
(6)	区役所の体制整備と区長による自主的な組織運営	31
(7)	行政区のブロック化と円滑な組織運営	32
3	ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営	33
(1)	財政規律の遵守と健全な財政運営	39
ア	歳入の確保	39
	(ア) 広告事業の拡充	39

	(イ)未利用地の有効活用等	40
	(ウ)自動販売機等に係る契約手法の見直し	41
	(エ)市民利用施設の使用料の適正化	42
	(オ)未収金対策の強化	43
(2)	経常経費の削減	44
ア	庁舎・事務所の維持管理費、IT経費	44
	(ア)庁舎・事務所の維持管理費	44
	(イ)IT経費	45
イ	印刷費、物品購入費	46
(3)	隠れた支援や見えにくい支援の排除	47
ア	運営補助の見直し	47
イ	市税及び使用料等の減免措置の見直し	48
ウ	外郭団体との競争性のない随意契約の見直し	49
(4)	施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築	50
ア	施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築	50
イ	補助金等の見直し	53
ウ	指定管理者制度の見直し	56
エ	幼稚園・保育所の民営化	57
(5)	公共事業の見直し	58
(6)	市民利用施設のあり方の検討	59
(7)	外郭団体の必要性の精査	60
(8)	人事・給与制度改革	61
ア	人事制度改革	61
イ	給与制度改革	63
(9)	職員づくり、人材マネジメント	64
ア	改革を担う職員づくり	64
イ	改革を支える人材マネジメントの推進	66
(10)	良きガバナンスの実現	68
ア	説明責任と透明性の確保～オープン市役所～	68
イ	効果的な情報発信	69
ウ	業務フローの最適化	70
エ	事業コストの「見える化」～フルコスト管理～	71
オ	コンプライアンスの確保	72
(11)	機能不全を起こしている社会・行政システムの改革提言	73
4	P D C A サイクルの徹底	74

1 大きな公共を担う活力ある地域社会づくり①

【全体概要】

これまで培われてきた人と人との「つながり」や「きずな」を礎(いしずえ)にしながら、より幅広い住民も参加し「自らの地域のことは自らの地域が決める」という意識のもと、身近な地域の中で生活課題等の解決に取り組む、豊かなコミュニティづくりをめざします。

また、地域の課題や資源などを最もよく知っている地域団体のほか、市民、NPO、企業などのさまざまな活動主体が、当事者意識のもと互いに協働するとともに、これらの主体と行政とが協働する、マルチパートナーシップによって、活力ある地域社会をめざします。

地域運営にあたっては、地域課題を共有しながら活動できる校区等地域(※)を単位として、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性発揮し、さまざまな地域課題に取り組む自律的な地域運営をめざします。

活力ある地域社会づくりを進めていくために、地域活動へのビジネス手法の導入促進、行政が直接実施している事業の地域への開放・資金循環により、地域の雇用創出や地域経済の活性化を図るとともに、担い手の最適化により効果的・効率的に公共サービスが提供される活力ある地域社会をめざします。

(※) 校区等地域: おおむね小学校区の範囲を基本とする地域

1 大きな公共を担う活力ある地域社会づくり②

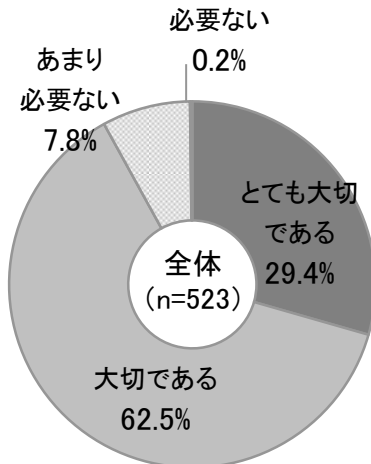
【大阪市を取り巻く状況】

少子・高齢化の進展等により、地域社会が抱える課題はより一層複雑・多様化しています。

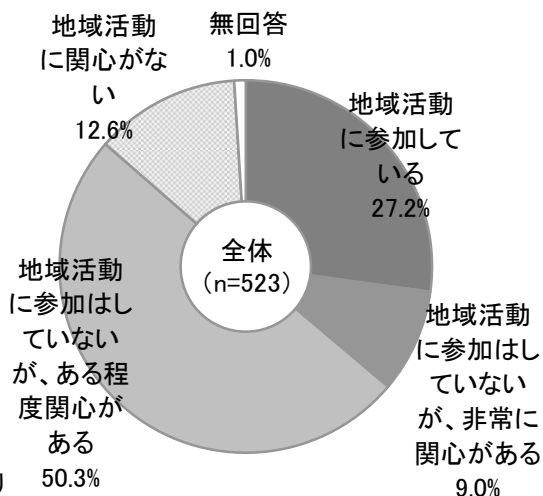
これに対応するためには、これまでの地域団体や地域のボランティアグループなどの活動に、若い世代やマンション住民等のより幅広い参加を得たり、地域団体のほかNPO、企業など、地域の多様な主体の活動を行政が支援し、地域によって異なるさまざまな生活課題等の解決に取り組んでいく必要があります。

現状においては、地域での住民相互の「つながり」や「きずな」は、大切であると感じている人は多いものの、地域活動に参加している人は少ないという状況にあります。

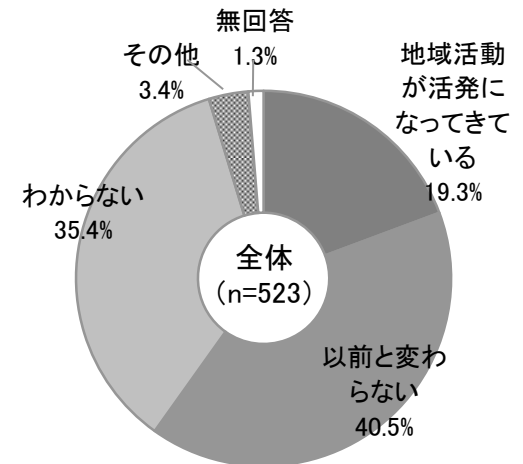
（住民相互の関わり）



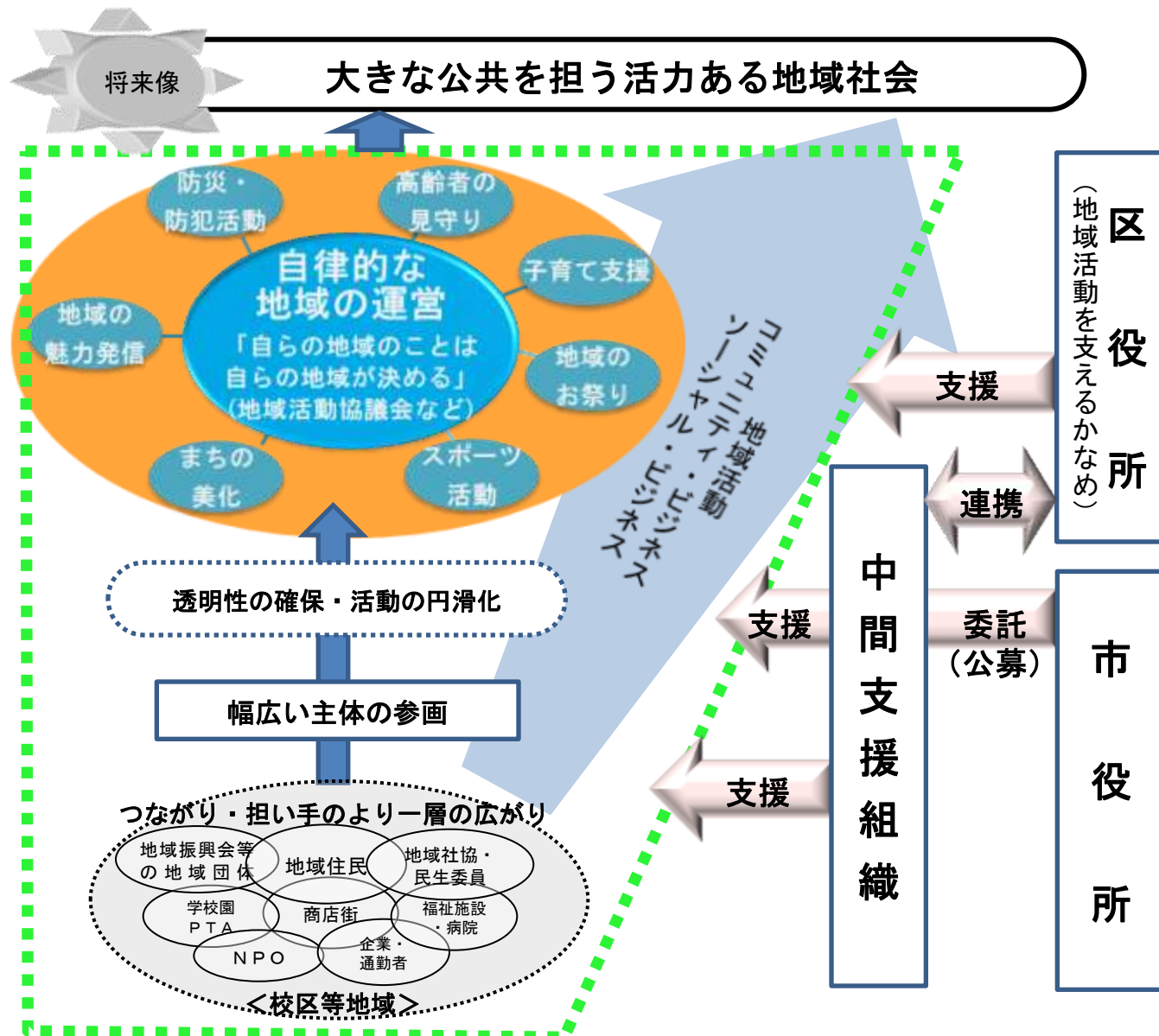
（地域活動への参加状況）



（地域活動の現状認識）



1 大きな公共を担う活力ある地域社会づくり③



1 - (1) 豊かなコミュニティづくり

【戦略】

若い世代やマンション住民などこれまで地域活動への関わりが薄かった人たちをはじめあらゆる世代を対象として、地域における「つながり」や「きずな」の大切さを伝えるとともに、人と人が出会いつながる機会を作る。

【取組】

次のような取組について、各区役所において区運営方針にそれぞれの区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進する。

- ①さまざまな機会を通じて、あらゆる世代に対し、「つながり」や「きずな」の大切さを啓発する。
- ②区役所において、つながりづくりに向けたさまざまなイベントや活動に関する情報を収集し、若い世代やマンション住民をはじめあらゆる世代に対して、ツイッター等のソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)(※)なども含めた多様な媒体を適正かつ効果的に活用して発信し、参加を呼びかけるとともに、イベントや活動の主催者に対し、SNSなど多様な媒体を活用した情報発信や参加の呼びかけについてのノウハウの提供などの支援を行う。
- ③市の財政的支援などを受けて行われる地域のイベントや活動については、主催者等と協力して、参加者同士、運営スタッフと参加者、運営スタッフ同士のつながりが広がるようさまざまな工夫をこらすとともに、その効果(地域住民同士のつながりの拡大)を測るためのアンケート等を実施する。

【スケジュール】

平成24年8月から実施

【成果目標】

住んでいる地域で、日頃から話をする相手が増えたと感じている区民の割合：平成26年度までに全区で60%以上

(※) ソーシャル・ネットワーキングサービス(SNS)：SNSとはSocial Networking Serviceの略で、限られた利用者だけが参加できるインターネット上の会員制サービスのこと。地域SNSは、家庭のパソコンや個人の携帯電話から、日常的にサイト内の日記や電子掲示板を利用したり、行政情報、地域情報などを入手することができる、地域向けの交流・情報提供サービス。

1 - (2) 地域活動の活性化

ア 地域団体の活動の活性化の支援

【戦略】

地域団体の自主的な活動を促進するため、地域のまちづくりに関わるさまざまな取組を行政から画一的な内容で依頼するというこれまでのやり方を見直すとともに、若い世代やマンション住民などこれまで地域活動への関わりが薄かった人たちなどより幅広い人たちが地域団体の活動に理解を示し参画するよう、より一層の民主的で開かれた組織運営、会計の透明性の確保などについて支援する。

【取組】

①「市レベルや区レベルの地域団体の連合体への画一的な活動の依頼と連合体の運営支援」から「地域レベルの団体の地域の実情に即した活動の支援」に転換するという観点から、市レベルや区レベルの地域団体の連合体への支援について、その必要性を精査し、新たな支援の仕組みを構築する。

②次のような取組について、各区役所において区運営方針にそれぞれの区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進する。

ア 他都市や他の地域の先進的な取組の紹介、地域団体の活動の活性化や団体間での連携・協働などについてのファシリテーション(※1)を行う人材の派遣、こうしたファシリテーション能力を持つ地域の人材の育成などを行う中間支援組織(※2)の紹介などを通じて地域団体の自主的な活動を促進する。

イ 地域団体に交付した公金の使途をホームページ等多様な媒体を用いて公表するとともに、公表している旨を地域に積極的に発信する。

【次頁へ続く】

(※1)ファシリテーション:容易にする、促進するという語意で、組織や集団による問題解決や合意形成などにおいて、中立的な立場に立って、協働的・創造的な話し合いのプロセス(手順、過程)を設計・管理することをいう。

(※2) 中間支援組織:行政と地域の間で、社会の変化やニーズを把握し、地域におけるさまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する組織のこと。主な役割は、資源(人・モノ・カネ・情報)の橋渡しや、団体間のネットワーク促進、価値の創出(政策提言・調査研究)など。

1 - (2) 地域活動の活性化

ア 地域団体の活動の活性化の支援

【取組】

【前頁続き】

ウ 若い世代やマンション住民などこれまで地域活動への関わりが薄かった人たちなど幅広い人たちの地域団体の活動に対する理解と活動への参画に向けて、より一層の民主的で開かれた組織運営と会計の透明性の確保が重要であることを地域団体に対して啓発するとともに、これらに取り組む地域団体については、団体の組織や会計の運営についての助言などを行う中間支援組織(※)などのアドバイザーの紹介などを通じて支援する。

【スケジュール】

- ①平成24年度中に支援の必要性を精査して新たな仕組みを構築し、平成25年度から新たな仕組みを運営
- ②平成24年8月から実施

【成果目標】

住んでいる地域で、地域団体の活動内容や会計の状況を知る機会が増えたと感じている区民の割合：平成26年度までに全区で60%以上

(※) 中間支援組織：行政と地域の間にとって、社会の変化やニーズを把握し、地域におけるさまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する組織のこと。主な役割は、資源(人・モノ・カネ・情報)の橋渡しや、団体間のネットワーク促進、価値の創出(政策提言・調査研究)など。

1 - (2) 地域活動の活性化

イ 地域活動の担い手の拡大への支援

【戦略】

若い世代、現役世代、団塊の世代、マンション住民、地域の企業等に対して、地域社会の課題への対応など地域のまちづくりに向けた活動の必要性や重要性を啓発し、活動への参加を促す。

地域活動に関心のある人たちや市で実施した地域活動の担い手としての養成講座等を受講しながらこれまで地域活動に関わりの薄かった人たちが活動できる機会や場の拡充、これらの人たちと地域で活動している人たちの交流の機会づくり、地域の人材と地域で求められている活動のマッチングなどのコーディネートを積極的に行う。

【取組】

次のような取組について、各区役所において区運営方針にそれぞれの区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進する。

- ①若い世代、現役世代、団塊の世代、マンション住民、地域の企業等に対して、地域社会の課題への対応など地域のまちづくりに向けた活動の必要性や重要性を啓発し、活動への参加を促す。
- ②地域活動に関心のある人たちや市で実施した地域活動の担い手としての養成講座等を受講しながらこれまで地域活動に関わりの薄かった人たちに関する情報と地域において求められている活動に関する情報を収集して活動のテーマごとに集約し、本人の了解を得て地域に提供する。

【次頁へ続く】

1 - (2) 地域活動の活性化

イ 地域活動の担い手の拡大への支援

【取組】

【前頁続き】

- ③活動テーマごとに、市の担い手養成講座等を修了した人たち、地域活動に関心のある人たち、地域で活動している人たちが意見交換や話し合いなどの交流をする場を設け、地域において求められている活動に関する情報を提供するとともに、そうした場に中間支援組織(※1)からファシリテーション(※2)能力を持つ人材を派遣してもらうなど、人材とニーズのマッチングを促進する。

【スケジュール】

平成24年8月から実施

【成果目標】

地域活動を始めたいときにどうすればいいかなど地域活動に参画しやすい環境が整っていると感じている区民の割合：平成26年度までに全区で60%以上

(※1) 中間支援組織：行政と地域の間にとって、社会の変化やニーズを把握し、地域におけるさまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する組織のこと。主な役割は、資源(人・モノ・カネ・情報)の橋渡しや、団体間のネットワーク促進、価値の創出(政策提言・調査研究)など。

(※2) ファシリテーション：容易にする、促進するという語意で、組織や集団による問題解決や合意形成などにおいて、中立的な立場に立って、協働的・創造的な話し合いのプロセス(手順、過程)を設計・管理することをいう。

1 - (3) 多様な協働(マルチパートナーシップ)の推進

ア 多様な主体のネットワーク拡充への支援

【戦略】

地域団体をはじめ、NPO、企業など地域のまちづくりに関するさまざまな活動主体が課題やテーマごとに情報共有し、連携・協働に向けて話し合うことができる場の提供やIT活用の支援などのネットワークの拡充のための支援を行う。

【取組】

次のような取組について、各区役所において区運営方針にそれぞれの区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進する。

- ①地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関するさまざまな活動主体に関する情報について、テーマごとに集約し広く発信するとともに、活動主体の側からも自由に情報を提供することができる仕組みを構築し、運営する。
- ②地域の課題やテーマごとに、地域団体やNPO、企業などさまざまな活動主体が連携・協働に向けて意見交換や話し合いなどの交流の場を提供するとともに、中間支援組織(※)の活用も図りながら活動主体間の連携・協働をコーディネートする仕組みを構築し、運営する。

【スケジュール】

平成24年8月から実施

【成果目標】

地域のまちづくりに関する活動が地域団体やNPO、企業などさまざまな活動主体の連携・協働により進められていると感じている区民の割合：平成26年度までに全区で60%以上

(※) 中間支援組織：行政と地域の間にとって、社会の変化やニーズを把握し、地域におけるさまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する組織のこと。主な役割は、資源(人・モノ・カネ・情報)の橋渡しや、団体間のネットワーク促進、価値の創出(政策提言・調査研究)など。

1 - (3) 多様な協働(マルチパートナーシップ)の推進

イ 地域公共人材の充実への支援

【戦略】

「地域公共人材(※1)」の育成に向けて、教育研究機関、NPO等との連携を強化し、地域活動に取り組んでいる人たちに研修の機会を提供するとともに、地域の要請に応じて「地域公共人材」を派遣し、実際の活動を通じてそのノウハウを学ぶ機会を提供する。

【取組】

- ①教育研究機関、NPO等と連携して、地域活動に取り組んでいる人たちに対する「地域公共人材」に関する研修を企画し、実施する。
- ②地域活動に取り組んでいる人たち等に対し、「地域公共人材」の意義・役割等について説明・啓発する。
- ③「地域公共人材」に関する情報を収集し、地域の要請に応じて派遣する仕組みを構築し、運営する。
- ④①から③までの取組の進捗に合わせて、各区役所においても区運営方針にそれぞれの区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進する。

【スケジュール】

- ①平成24年度中に研修内容等の企画、検討等を行い、平成25年度から実施
- ②平成24年度から実施
- ③平成24年度中に仕組みを構築し、平成25年度から実施
- ④①から③までの取組の進捗に合わせて平成24年度から適宜実施

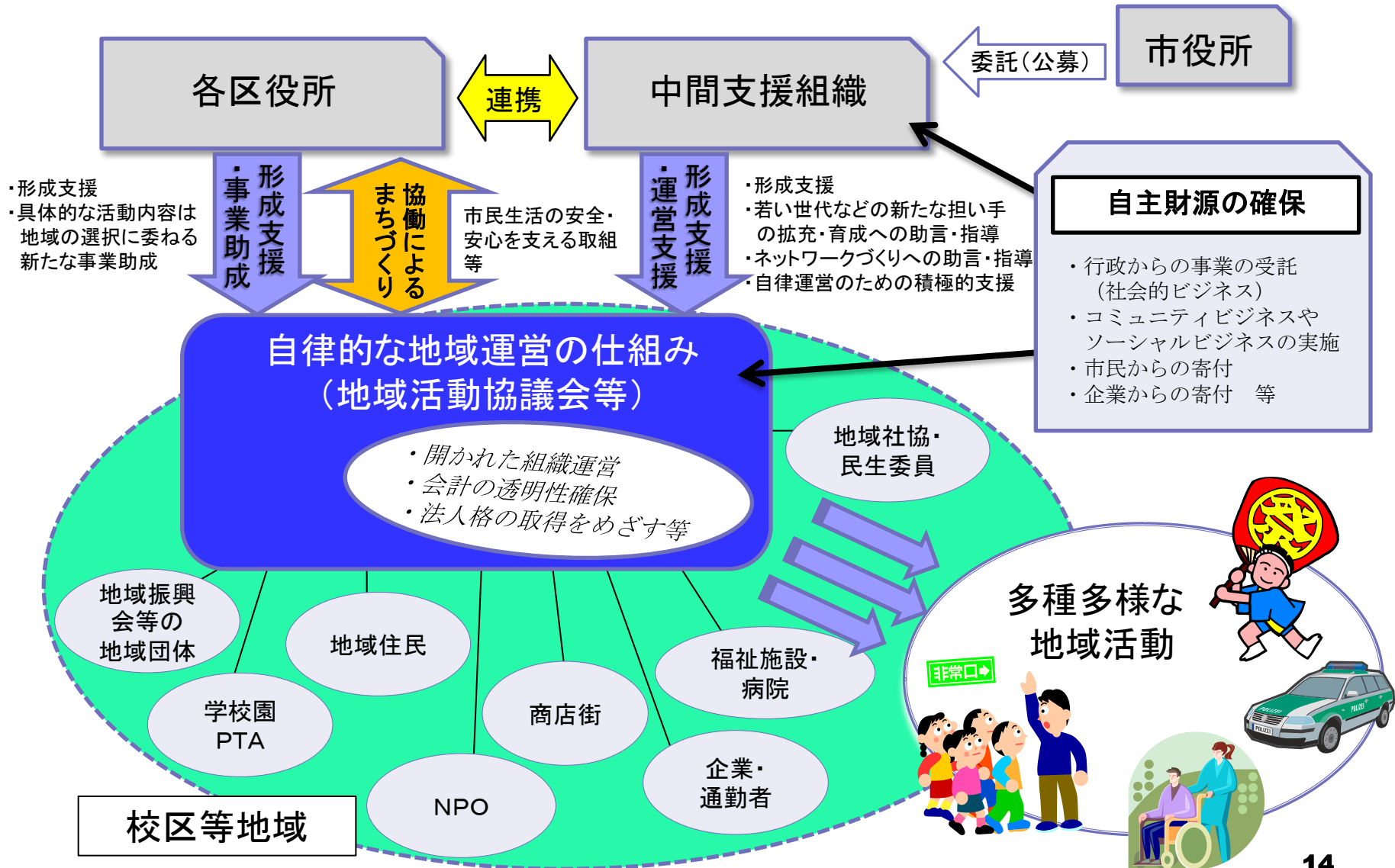
【成果目標】

地域の活動において、コーディネートやファシリテート(※2)などのスキルのある人材が活躍していると感じている区民の割合：平成26年度までに全区で60%以上

(※1) 地域公共人材：地域団体や行政に加えNPO や企業、大学、団塊の世代など多様な主体が参画する地域のまちづくりに関する取組(地域社会における公共エリア)について、各主体間の合意形成、それぞれの主体が持つヒト、モノ、カネ、情報など地域における様々な資源をコーディネートすることなどにより、活動を創出し活性化させ、最適化を図り、持続可能なものとしていくマネジメント(経営)能力を持った人材

(※2) ファシリテート：容易にする、促進するという語意で、組織や集団による問題解決や合意形成などにおいて、中立的な立場に立って、協働的・創造的な話し合いのプロセス(手順、過程)を設計・管理することをいう。

1 - (4) 市民による自律的な地域運営の実現



1 - (4) 市民による自律的な地域運営の実現

ア 多様な団体が参画する地域運営の仕組みづくりの支援

【戦略】

地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関するさまざまな活動主体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保をしながら自律的な地域運営に取り組む地域を積極的に支援するとともに、そうした地域運営を行うために形成された団体について、法人格の取得など社会的信用を高めるための取組を支援する。

【取組】

- ①自律的な地域運営を行うために形成された団体に対する支援の仕組みを構築し、運営する。
- ②次のような取組について、各区役所において区運営方針にそれぞれの区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進する。
 - ア 自律的な地域運営を進めるための団体の形成に取り組む地域を支援する。
 - イ 自律的な地域運営を進めるための団体を運営している地域に対して当該団体へのさまざまな活動主体の参画を促進する。
 - ウ 自律的な地域運営を進めるための団体に対し、より民主的で開かれた組織運営と会計の透明性の向上、権利能力の取得による財産管理の適正化、社会的信用の向上などの法人格取得の意義を説明するとともに、法人格の取得をめざす取組を支援する。

【スケジュール】

- ①平成24年度に構築し、運営
- ②平成24年8月から実施

【成果目標】

地域運営にさまざまな活動主体が参画し、会計をオープンにするなど、地域が一体となって運営されていると感じている区民の割合：平成26年度までに全区で80%以上

1 - (4) 市民による自律的な地域運営の実現

イ 活動内容を限定しない柔軟な財政的支援

【戦略】

地域活動に対する財政的支援について、民主的で開かれた組織運営と公金の使途の透明性の確保を前提に、活動内容を指定せずに大括りにし、具体的な活動内容については活動主体の選択に委ねる仕組みづくりを行う。

【取組】

自律的な地域運営を進めるための団体のもとで行われる地域活動に対する財政的支援について、活動内容を限定せずに具体的な活動内容については活動主体の選択に委ねるとともに、その成果を検証しながらより高めていってもらえる仕組みを構築し、運営する。

【スケジュール】

平成24年度中に仕組みを構築し、平成25年度から新たな仕組みによる財政的支援を実施

【成果目標】

自律的な地域運営を進めるための団体のうち、市の財政的支援を地域の実情に即して活用できていると感じている団体の割合：平成26年度までに100%

1 - (5) 地域資源が循環する仕組みづくり

ア 多様な分野におけるコミュニティ・ビジネス化、ソーシャル・ビジネス化の支援

【戦略】

多様な分野における市民活動についてコミュニティ・ビジネス(※1)化、ソーシャル・ビジネス(※2)化を促進し、地域における雇用の創出やヒト・モノ・カネ・情報などの資源の循環による地域経済の活性化を図る。

【取組】

- ①コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスについて、その意義やメリット、具体的な事例を区役所職員や市民に紹介し、その理解を深める。
- ②コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスに関する情報、現在行われている市民活動に関する情報、地域で求められている活動に関する情報を収集し、課題やテーマごとに整理し、地域に提供するとともに、マッチングや起業に向けた支援などのコーディネートを行う仕組みを構築し、運営する。
- ③コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスに向けた起業、資金調達、事業プランニング、経営などについての研修を実施するとともに、相談体制を整備する。
- ④①から③までの取組の進捗に合わせて、各区役所においても区運営方針にそれぞれの区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進する。

【次頁へ続く】

(※1)コミュニティ・ビジネス: 地域の住民が、地域課題やニーズの解決のために必要なサービスなどをビジネスの手法で提供する事業。営利目的ではなく、地域の利益を増大させることを目的とする。

(※2)ソーシャル・ビジネス: 市民が、社会的課題やニーズの解決のために必要なサービスなどをビジネスの手法で提供する事業。営利目的ではなく、社会の利益を増大させることを目的とする。

1 - (5) 地域資源が循環する仕組みづくり

ア 多様な分野におけるコミュニティ・ビジネス化、ソーシャル・ビジネス化の支援

【前頁続き】

【スケジュール】

- ①平成23年度からの取組を継続して実施
- ②平成24年度中に仕組みを構築し、平成25年度から運営
- ③平成23年度からの取組を継続して実施
- ④①から③までの取組の進捗に合わせて平成24年度から適宜実施

【成果目標】

コミュニティ・ビジネス(※1)やソーシャル・ビジネス(※2)の意義やメリットを知っている人の割合:平成26年度までに市民60%以上、職員100%
市が関与したコミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスの起業件数:平成26年度までに36件

(※1)コミュニティ・ビジネス:地域の住民が、地域課題やニーズの解決のために必要なサービスなどをビジネスの手法で提供する事業。営利目的ではなく、地域の利益を増大させることを目的とする。

(※2)ソーシャル・ビジネス:市民が、社会的課題やニーズの解決のために必要なサービスなどをビジネスの手法で提供する事業。営利目的ではなく、社会の利益を増大させることを目的とする。

1 - (5) 地域資源が循環する仕組みづくり

イ 本市の事務事業の社会的ビジネス化

【戦略】

市が実施している事務事業のコミュニティ・ビジネス(※1)化やソーシャル・ビジネス(※2)化(社会的ビジネス(※3)化)を図り、委託化する。委託にあたっては、地域を基本に相手方を公募するなど可能な限り競争性を確保するとともに、公募の時点では事務事業の概要を示し具体的な内容については企画段階から協議して役割分担を決定し協働により取り組む協働型の事業委託手法も活用する。

【取組】

- ①社会的ビジネス化の対象となる事務事業の洗い出しを行い、それぞれの事務事業について担い手の条件等を整理する。
- ②協働型事業委託のガイドラインを策定する。
- ③社会的ビジネス化の対象となる事務事業について、公募などにより担い手とのマッチングを行う。
- ④①から③までの取組の進捗に合わせて、各区役所においても区運営方針にそれぞれの区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進する。

【スケジュール】

- ①平成24年度中に洗い出しを行い担い手の条件等を整理
- ②平成24年度中にガイドラインを策定
- ③平成25年度から実施
- ④①から③までの取組の進捗に合わせて平成24年度から適宜実施

【成果目標】

社会的ビジネス化された市の事務事業：平成26年度までに24件

(※1)コミュニティ・ビジネス：地域の住民が、地域課題やニーズの解決のために必要なサービスなどをビジネスの手法で提供する事業。営利目的ではなく、地域の利益を増大させることを目的とする。

(※2)ソーシャル・ビジネス：市民が、社会的課題やニーズの解決のために必要なサービスなどをビジネスの手法で提供する事業。営利目的ではなく、社会の利益を増大させることを目的とする。

(※3)社会ビジネス：この市政改革プランでは、コミュニティ・ビジネス及びソーシャル・ビジネスのうち、行政が実施責任を負うべき事務事業について、その担い手の最適化の観点から、コミュニティ・ビジネス及びソーシャル・ビジネスとして実施されるものを「社会的ビジネス」と位置付けている。地域でのヒト・モノ・カネ・情報などの資源循環が生まれるといった効果が期待できる。

1 - (6) 中間支援組織の活用

【戦略】

地域社会づくりに向けた地域の取組の支援にあたって、さまざまな中間支援組織(※)を効果的に活用するための仕組みづくりを行う。

【取組】

- ①市として中間支援組織を活用して行う地域団体等への支援の内容(委託内容)と地域団体等が自ら中間支援組織を活用すべき事項を整理し、地域団体等に明らかにする。
- ②地域団体等の中間支援組織の意義や役割についての理解を深めるとともに、地域において主体的に中間支援組織を活用できるようさまざまな中間支援組織に関する情報を収集し、得意分野・専門分野ごとに整理し、地域に提供する。
- ③市として、中間支援組織を活用するにあたっては、民間の専門的な知識やノウハウを幅広く活かす観点から、公募により地域にとって最も適切な事業者を選定する。
- ④区役所庁舎の提供など中間支援組織との連携のあり方について整理する。
- ⑤①から④までの取組の進捗に合わせて、各区役所においても区運営方針にそれぞれの区の地域実情や特性に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進する。

【スケジュール】

- ①から④まで 平成24年度から実施
- ⑤①から④までの取組の進捗に合わせて平成24年度から適宜実施

【成果目標】

中間支援組織による支援を必要とする団体のうち、適切な中間支援組織による支援を受けられる環境が整備されていると感じている団体の割合：平成26年度までに60%以上

(※)中間支援組織：行政と地域の間に立って、社会の変化やニーズを把握し、地域におけるさまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する組織のこと。主な役割は、資源(人・モノ・カネ・情報)の橋渡しや、団体間のネットワーク促進、価値の創出(政策提言・調査研究)など。

2 自律した自治体型の区政運営

【区内の施策・事業を区長が自らの権限と責任で実施する区政運営】

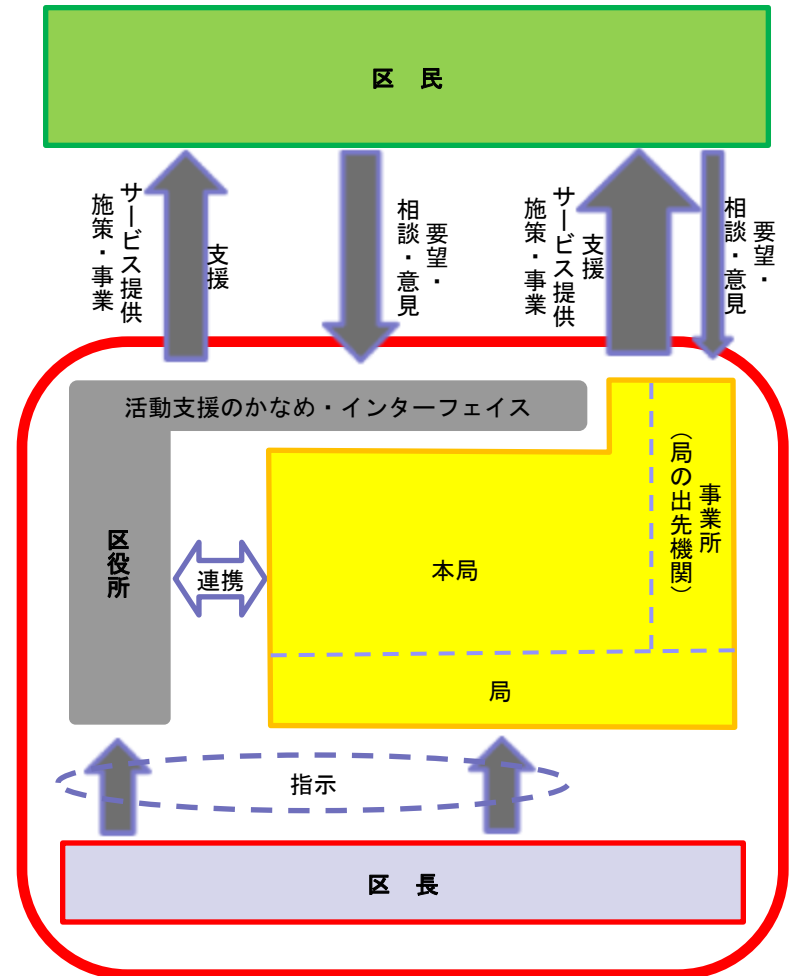
区内の基礎自治に関する施策や事業についての決定権を局から住民により身近な区に移管し、24区一律ではなく、区長が自らの権限と責任で、各区・各地域の事情や特性に即して施策や事業を総合的に展開するとともに、その成果を区民が評価し、施策や事業の改善や新たな展開につなげていく区政運営をめざします。

【地域活動を支える「かなめ」としての区役所】

多様な区民ニーズや地域活動に関する情報等を一元的に把握し、マッチングなどのコーディネート機能を果たすとともに、人材の発掘・育成、資金の確保、ノウハウの提供など地域活動の総合的な支援を行う「かなめ」としての役割を果たす区役所をめざします。

【区民の日常生活の安全・安心を担う総合拠点としての区役所】

安全・安心など区民の日常生活に関する相談や要望を総合的に受け付け、解決に導くための機能を備える総合拠点として、区民が利用しやすい便利で親切的な区役所をめざします。



2 - (1) 区域内の行政を区長の決定により実施する仕組みづくり

ア 基礎自治に関する施策・事業の決定権の局長から区長への移譲と局の区長の補助組織化

【戦略】

区の区域内の基礎自治に関する施策や事業について、区長が局長をはじめとする局組織を指揮監督して自らの判断と責任により実施する仕組みづくりを行う。

【取組】

- ①区の区域内の基礎自治に関する施策や事業を区長の所管とし、区長の判断と責任のもとで意思決定される仕組みを構築し、運営する。
- ②区の区域内の基礎自治に関する施策や事業に係る歳出予算の編成を区長が行う仕組みを構築し、運営する。
- ③①及び②の取組について、検証と改善を行う。

【スケジュール】

- ①平成24年8月までに仕組みを構築し、同月から運営
- ②平成25年度予算から実施
- ③①及び②の取組実施以降、毎年度実施

【成果目標】

区の区域内の基礎自治に関する施策や事業を局長ではなく区長の判断で実施できるようになったと感じている区長の割合：平成25年度中に100%

2 - (1) 区域内の行政を区長の決定により実施する仕組みづくり

イ 区間調整の仕組みづくり

【戦略】

複数の区の区域にまたがる施策や事業について、区長の間での連携や調整をしながら実施していく仕組みづくりを行う。

【取組】

- ①複数の区の区域にまたがる施策や事業について、関係局の参画のもと区長の間での連携や調整を図りながら実施していく仕組みを構築し、運営する。
- ②①の取組について、検証と改善を行う。

【スケジュール】

- ①平成24年8月までに仕組みを構築し、同月から運営
- ②毎年度実施

【成果目標】

複数の区の区域にまたがる施策や事業について、区長の間での連携や調整をしながら円滑に実施できるようになったと感じている区長の割合：平成25年度中に100%

2 - (1) 区域内の行政を区長の決定により実施する仕組みづくり

ウ 公募区長による個性あふれる区政運営

【戦略】

高いマネジメント能力をもった人材を、区長として全国から公募し配置するとともに、公募区長が、地域実情や特性に応じた個性あふれる区政運営を行い、その取組や成果を自ら積極的に区民に対して発信する。

【取組】

- ①区長を公募し、選任する。
- ②公募区長の就任に先立ち、着任予定区における地域課題等について、公募区長への引き継ぎを行う。
- ③これまで局により画一的に行われてきた、区に関わる施策・事業について、公募区長が、自らの権限と責任に基づき、区独自のルール策定など、地域実情や特性に応じた施策・事業を実施する。
- ④公募区長が、区の広報紙や区のホームページへのメッセージの掲載など、自らに対する区民の認知度を高めるための取組を推進する。

【スケジュール】

- ①平成24年8月までに選任、同月から着任
- ②平成24年8月までに引き継ぎ
- ③平成24年8月から実施
- ④平成24年8月から実施

【成果目標】

公募区長により、基礎自治に関して、特色ある施策・事業が展開されていると感じている区民の割合：平成26年度までに全区で80%以上
居住する区の区長の顔や名前を知っている区民の割合：平成26年度までに全区で60%以上

2 - (2) 多様な区民の意見やニーズを区政に反映するとともに、区民による区政の評価を行うことのできる仕組みづくり

ア 多様な区民の意見やニーズを区政に反映することのできる仕組みづくり

【戦略】

各区長において、それぞれの区の地域事情や特性に応じて、サイレント・マジョリティ(※)など表面化しにくいものも含めた多様な区民の意見やニーズを的確に把握できる仕組みづくりを行う。

【取組】

- ①区長において各区の地域実情や特性に応じた効果的な仕組みを構築し、運営する。
- ②①で構築した仕組みについて、区民に広く情報発信するとともに、各区長の間で情報共有し改善につなげていく。

【スケジュール】

- ①平成24年度中に仕組みを構築し、運営
- ②平成24年度中の仕組み構築後、速やかに情報発信し、その後適宜改善

【成果目標】

多様な意見やニーズが区役所に届いていると感じている区民の割合：平成26年度までに全区で80%以上

(※)サイレント・マジョリティ：公の場で意思表示をすることのない大衆の多数派のこと(大辞林より引用)

2 - (2) 多様な区民の意見やニーズを区政に反映するとともに、区民による区政の評価を行うことのできる仕組みづくり

イ 区民が区政運営に参画する仕組みづくり

【戦略】

各区長において、区の区域内の基礎自治に関する施策や事業など区政運営について、各区の地域事情や特性に応じて、計画段階から多様な区民との対話や協働により推進していくとともに、より多くの区民から区政運営の評価をしてもらえる仕組みづくりを行う。

【取組】

- ①区長において各区の地域実情や特性に応じた効果的な仕組みを構築し、運営する。
- ②①で構築した仕組みについて、区民に広く情報発信するとともに、各区長の間で情報共有し改善につなげていく。
- ③区長による区政運営を評価する機関について、条例設置等議会の関与のあり方について検討する。

【スケジュール】

- ①平成24年度中に仕組みを構築し、運営
- ②平成24年度中の仕組み構築後、速やかに情報発信、その後適宜改善
- ③平成24年度から検討

【成果目標】

区の区域内の基礎自治に関する施策や事業など区政運営について、計画段階から区民との対話や協働により進められていると感じている区民の割合：平成26年度までに全区で80%以上

区の区域内の基礎自治に関する施策や事業など区政運営について、多様な区民による評価が区に届いていると感じている区民の割合：平成26年度までに全区で80%以上

2 - (3) 地域活動を支える「かなめ」としての区役所づくり

ア 積極的な情報発信等による地域活動支援

【戦略】

地域の多様な主体による活動を支えていくため、区役所において、人材、資金、ノウハウなどの地域活動に関するさまざまな情報を収集・把握し、広く発信するとともに、地域活動に関心のある市民と市民活動団体とのマッチングといったコーディネート機能を充実するなど、区役所が地域活動を総合的に支援していく。

【取組】

「1 大きな公共を支える地域社会づくり」の(2)から(4)まで及び(6)において、各区役所において区運営方針にそれぞれの区の実情に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進することとされている取組と同じ。

【スケジュール】

「1 大きな公共を支える地域社会づくり」の(2)から(4)まで及び(6)において、各区役所において区運営方針にそれぞれの区の実情に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進することとされている取組のスケジュールと同じ。

【成果目標】

「1 大きな公共を支える地域社会づくり」の(2)から(4)まで及び(6)において、各区役所において区運営方針にそれぞれの区の実情に応じた具体的な取組内容及び目標を明らかにし、推進することとされている取組の成果目標と同じ。

2 - (3) 地域活動を支える「かなめ」としての区役所づくり

イ 各地域の実情に応じたきめ細かな支援体制の構築

【戦略】

収集・把握した地域活動に関する情報を区役所内で共有し、校区等地域(※1)ごとに区役所内の各課・各担当を越えて地域活動を支援する体制を整備するなど、各地域の実情に応じたきめ細かな支援体制を構築していく。

【取組】

各区役所において、次のような機能を果たすことを基本として、それぞれの区の地域実情や特性に応じた支援体制を構築し、運営する。

- ①収集・把握した地域活動に関する情報を区役所内で共有し、校区等地域ごとに区役所内の各課・各担当を越えて一体的・総合的に地域活動を支援する。
- ②中間支援組織(※2)とも連携しながら、校区等地域ごとに当該地域の実情に通じた地域公共人材(※3)を育成する。

【スケジュール】

平成24年度から実施

【成果目標】

地域活動をしている人のうち、区役所が中間支援組織と連携して各地域の実情に応じた一体的・総合的な支援を行っていると感じている人の割合：平成26年度までに全区で80%以上

(※1)校区等地域：おおむね小学校区の範囲を基本とする地域

(※2)中間支援組織：行政と地域の間にとって、社会の変化やニーズを把握し、地域におけるさまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する組織のこと。主な役割は、資源(人・モノ・カネ・情報)の橋渡しや、団体間のネットワーク促進、価値の創出(政策提言・調査研究)など。

(※3)地域公共人材：地域団体や行政に加えNPOや企業、大学、団塊の世代など多様な主体が参画する地域のまちづくりに関する取組(地域社会における公共エリア)について、各主体間の合意形成、それぞれの主体が持つヒト、モノ、カネ、情報など地域における様々な資源をコーディネートすることなどにより、活動を創出し活性化させ、最適化を図り、持続可能なものとしていくマネジメント(経営)能力を持った人材

2 - (4) 区民の安全・安心を担う総合拠点としての区役所づくり

【戦略】

区役所について、区民の日常生活の安全・安心を担う区民に身近な総合行政の拠点として、区民から寄せられるさまざまな相談や要望を受け付け、区長の指示のもと所管局において適切に対応される仕組みづくりを行うことによりインターフェイス(仲介)機能を拡充するとともに、災害や事故をはじめ市民生活に重大な影響を与えるさまざまなリスクに対処する仕組みづくりを行うことにより総合的な危機管理機能を拡充する。

【取組】

- ①各区役所において、区役所が備えるべきインターフェイス機能について整理するとともに、所管局に着実に引き継がれ所管局において適切に対応する仕組みを構築し、運営する。
- ②区長会議において区役所として総合的に対処すべき危機事象を整理したうえで、各区役所において、それぞれの区の地域実情や特性に即して、地域防災計画など危機事象ごとの計画やマニュアルを作成するとともに、訓練などを通じて、区民に周知する。

【スケジュール】

- ①平成24年度中に実施
- ②平成24年度中に危機事象を整理し、平成25年度中を目途に、危機事象ごとに計画やマニュアルを作成・周知

【成果目標】

日常生活に関するさまざまな相談や要望について、区役所が適切に対応していると感じている区民の割合：平成26年度までに全区で80%以上
区役所で、防災など危機事象ごとの計画やマニュアルが作成されていることを知っている区民の割合：平成26年度までに全区で80%以上

2 - (5) 区役所における区民サービスの向上と効率的な業務運営

【戦略】

区役所における区民サービスの向上と効率的な業務運営に向け、来庁者への案内サービスや証明書発行をはじめとする窓口業務の民間活用、庶務関係業務やバックオフィス(※)業務等の集約化・民間活用などの検討を進める。

【取組】

- ①区長会議において、区役所の来庁者への案内サービスの更なる向上を図るための取組を取りまとめ、可能なものから順次実施する。
- ②コンビニエンスストア等での証明書発行を実施するとともに、発行に必要なカードの普及策を推進する。
- ③民間委託が可能な窓口業務をとりまとめて委託化計画を策定し、計画に基づき順次委託する。
- ④庶務関係業務やバックオフィス業務等について共同処理実施計画を策定し、計画に基づき順次実施する。

【スケジュール】

- ①平成24年度中にとりまとめ、平成25年度から順次実施
- ②平成24年度中に区長会議の意見を踏まえた実施計画を策定し、平成24年度にシステム設計に着手、平成25年度からシステム開発、平成27年1月からのコンビニエンスストアでの証明書の発行等を実施。この間、必要なカードの普及啓発を継続実施
- ③平成24年度中にとりまとめて実施計画を策定し、平成24年度においても可能なものから順次委託
- ④平成24年度中にとりまとめて実施計画を策定し、平成25年度以降可能なものから順次実施

【成果目標】

来庁者への案内や証明書発行をはじめとする窓口業務についてサービスの向上が図られていると感じている区民の割合：平成26年度までに全区で80%以上

区役所の効率的な業務運営に向け、区の実情や特性に応じて、取組が進められていると感じている区民の割合：平成26年度までに全区で80%以上

(※)バックオフィス：対外的に顧客対応などを行うのではなく、後方で事務や管理業務を行う部門のこと

2 - (6) 区役所の体制整備と区長による自主的な組織運営

【戦略】

(1)から(5)までの取組を進めるために必要な区役所の体制整備を進めるとともに、区役所の組織運営について、一定の枠内で、区長が各区の実情や特性に応じて柔軟に組織編成や人事配置が行える仕組みづくりを行う。

【取組】

- ①副区長の専任化や企画調整機能を担う総務部門の強化など必要な区役所の体制整備を進める。
- ②補助組織である局を含めた円滑な組織運営ができるよう、新たな人事評価制度において、評価者が局長の評価をする際に、区長の意見を聴く仕組みを構築する。
- ③市全体としての行政資源の適正な配分の観点から各区役所に配分された人員・職(ポスト)の枠内においては、区長の裁量により、課の新設・改廃、課制から担当制への変更、職(ポスト)の名称や事務分担の変更などの組織編成や人事異動が行えるようにする。

【スケジュール】

- ①平成24年8月から各取組の実施時期に応じて実施
- ②平成24年度に仕組みを構築し、運営
- ③平成24年8月から実施

【成果目標】

区の実情や特性に応じて柔軟に組織編成や人事配置が行えていると感じている区長の割合：平成25年度までに100%

2 - (7) 行政区のブロック化と円滑な組織運営

【戦略】

大阪にふさわしい大都市制度における基礎自治体への移行に向けて、行政組織の所管区域としての現在の行政区を8～9の単位にブロック化し、ブロック単位での行政運営を図る。

【取組】

- ①具体的なブロックの区割りの考え方について区長会議において検討し、複数の案を作成する。
- ②ブロック単位での行政運営の仕組みを構築する。
- ③ブロックの区割りを決めた後、必要な組織体制を整備し、ブロック単位で行政運営を行うとともに、課題の検証と改善を行う。

【スケジュール】

- ①平成24年8月に予定されている公募区長就任後、概ね1年間をかけてブロックの区割り案を複数作成
- ②平成25年度上半期を目途に構築
- ③ブロックの区割り決定後、遅滞なく実施

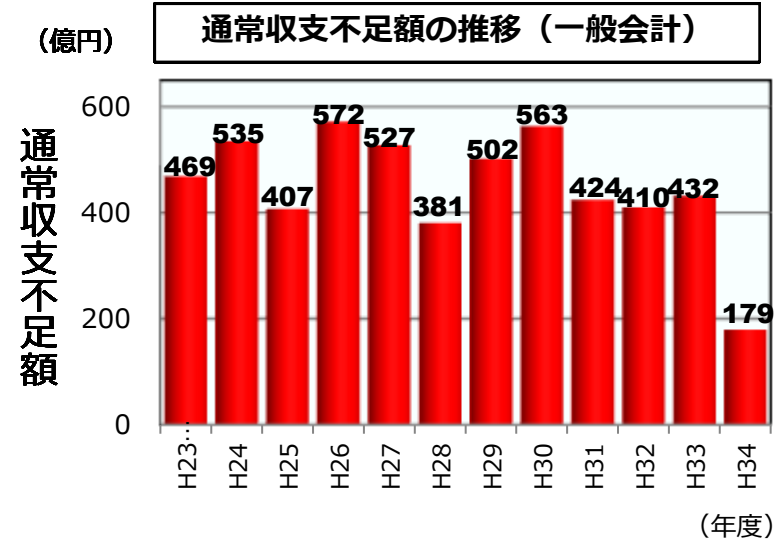
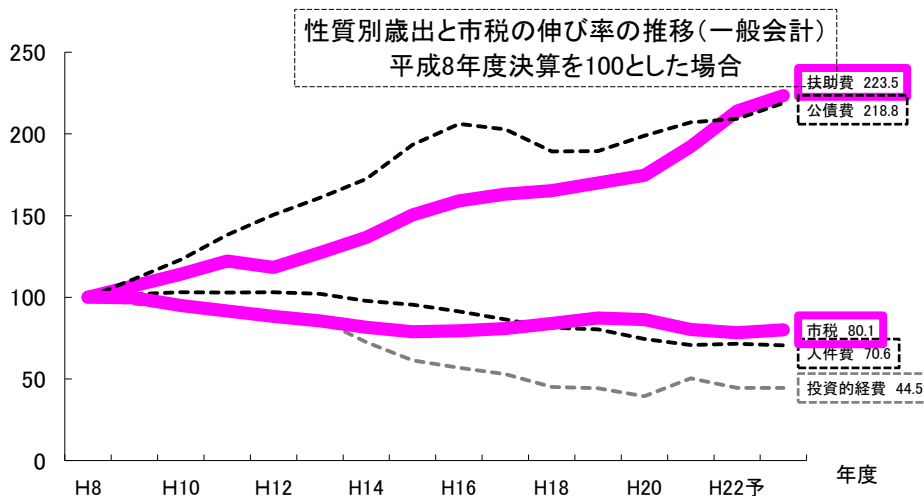
【成果目標】

ブロック単位での行政運営

3 ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営①

【現状】

大阪市では、この間、法人市民税をはじめ市税収入が低水準で推移する一方、生活保護費などの扶助費や市債償還のための公債費といった義務的経費が高い伸びを示している非常に厳しい財政状況の中、人件費や投資的経費を抑制しつつ市民サービスの維持に努めてきました。しかしながら、今後も飛躍的な経済成長が見込めず、市税収入の大幅な伸びも期待できない状況にあり、平成24年2月に公表された「今後の財政収支概算(粗い試算)」によると、ここ10年は約500億円の通常収支不足が見込まれています。



3 ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営②

【先行した政策の転換と経費の削減の取組】

こうした厳しい財政状況の中でも、現役世代が生み出す活力・効果を高齢世代へも還元させることで社会構造を転換し、大阪の活力を取り戻していく観点から、「現役世代への重点的な投資」を図るべく、平成24年度当初予算において、以下の事業をはじめ、新たな施策や事業に係る予算を計上し、先行して取組を進めています。

(税等ベース)

事業名	平成24年度当初予算		平年度化
	イニシャルコスト	ランニングコスト	
こどもたちの医療の充実	—	38.9億円	63.7億円
妊婦健康診査の拡充	—	15.1億円	15.1億円
中学校給食事業(※)、中学校の普通教室への空調機等設置	15.1億円	5.2億円	15.0億円
待機児童解消への取組	—	6.9億円	8.3億円
合 計	81.2億円		102.1億円

※中学校給食事業は選択制(喫食率35%)として算定

また、経費の削減についても、

- ・ 新たな人件費の削減(一般会計ベース、▲65.8億円)
- ・ 生活保護に係る不正受給や医療扶助の適正化等(歳出ベース、▲48億円)

などに先行して取り組んでいます。

○新たな人件費の削減

平成24年4月から歳出抑制のため、給与カットを拡大して実施

- 職員の給料月額の減額 (平成24～26年度)
 - 管理職員：▲14%、▲11.5%
 - 非管理職：▲3%～▲9%
- 管理職手当の減額：▲5%
- 退職手当支給額の減額：▲5%

年間削減効果額

135.6億円(全会計ベース)

65.8億円(一般会計ベース)

3 ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営③

【ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営】

今後、本格的な少子高齢・人口減少社会が到来し、飛躍的な経済成長が見込めず、市税収入の大幅な伸びも期待できない状況の中で、「現役世代への重点的な投資」という政策への転換を軌道に乗せるために、新たな施策・事業を展開していくとともに、ますます複雑・多様化する市民ニーズや地域社会の課題に的確に対応し、市民の安全・安心を支えるためには、安定した財政基盤の構築が喫緊の課題となっています。

そのため、将来世代に負担を先送りすることのないよう、補てん財源に依存することなく「収入の範囲内で予算を組む」ことを基本原則として、ここ10年で見込まれている約500億円の単年度の通常収支不足の解消など、財政健全化に向けた取組を着実かつ積極的に進める必要があります。

こうした認識のもと、

- ・ 市民ニーズへの的確な対応と成果を意識した行政運営
- ・ 市民の安全・安心を支える安定した財政基盤の構築
- ・ 市場メカニズムを利用して最適なサービスを調達するとともに、地域や民間の活力を引き出す観点からの民間開放

といった行財政運営のめざす姿の実現に向け、これまでの経緯ややり方にとらわれることなく、ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営を徹底することにより、スリムで確固たる行財政基盤を構築していきます。

3 ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営④

【市政改革プラン(案)に基づく取組見込額及び効果見込額】

市政改革プラン(案)に基づく取組見込額

(億円)

事項	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計(参考)
歳入の確保(広告事業等)	8	9	11	28
歳入の確保(未利用地売却収入)	254	150	150	554
人件費の削減(全会計ベース)(※1)	136	136	136	408
外郭団体との競争性のない随意契約の見直し対象(※2)	141	125	—	266
経常経費の削減(定期刊行物等の購入の見直し)	1	1	1	3
施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築等(※3)	31	137	231	399
補助金等の削減等(全会計ベース)(1億円未満の事業等の削減を含む)	2	7	11	20
市民利用施設の維持管理費の抑制(※4)	今後算定			—
合計(参考)	573	565	540	1,678

「今後の財政収支概算(粗い試算)」(平成24年2月)による通常収支不足額(約500億円)に対する 市政改革プラン(案)に基づく効果見込額

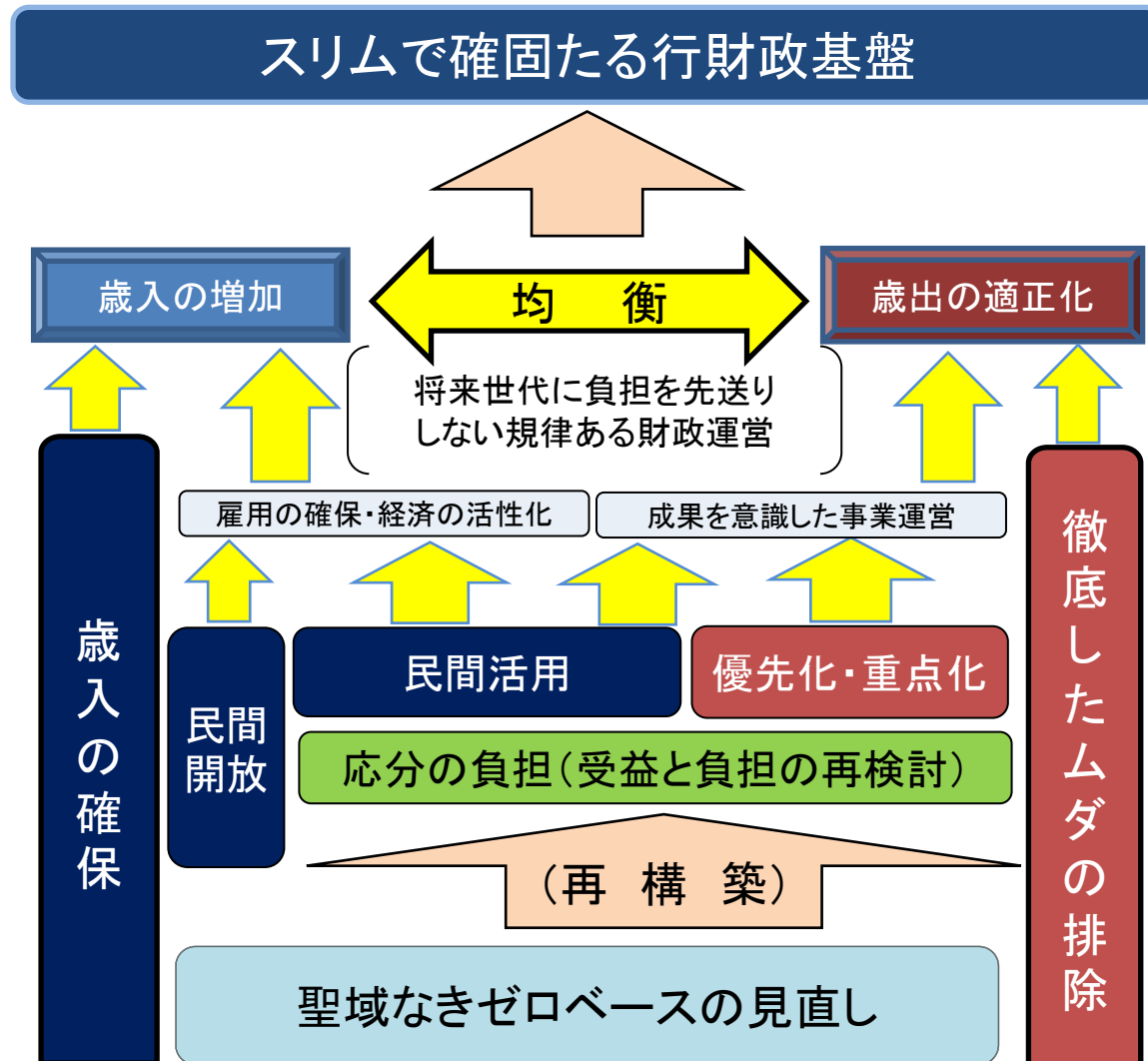
(億円)

事項	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
歳入の確保(広告事業等)	1	1	3	5
歳入の確保(未利用地売却収入)(※5)	(182)	(150)	(150)	(482)
人件費の削減(※1)	(66)	(66)	(66)	(198)
外郭団体との競争性のない随意契約の見直し(※2)	(決算額を踏まえて毎年度確定)			(—)
経常経費の削減(定期刊行物等の購入の見直し)	1	1	1	3
施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築等(※3)	31	137	231	399
補助金等の削減等(1億円未満の事業等の削減を含む)	2	4	5	11
市民利用施設の維持管理費の抑制(※4)	今後算定			—
合計	35	143	240	418

(参考)

※1	・大幅な人件費削減効果をスピーディに得るべく、特例減額(いわゆる給与カット)により、平成24年度当初から人件費を削減(一般会計第1部ベースの効果見込額 ▲約66億円) ・なお、効果見込額の()内の額については、財政収支概算(粗い試算)に既に織り込み済みのため、通常収支不足に対する効果見込額には算入していない。 ・また、この改革取組期間終了後も人件費削減効果が得られるよう、今後も引き続き人員削減や現業職員等の給与水準の見直しに取り組む。
※2	・取組見込額については、競争性のない随意契約の見直し対象額であり、この金額の全てが削減されるものではない。 ・効果額については、今後の取組による決算額の検証を踏まえ確定するものであることに加え、「施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築等」などと重複するものもあるので、通常収支不足に対する効果見込額には算入していない。
※3	取組見込額及び効果見込額については、平成24年度通年見込みベース
※4	個別実施計画策定時に算定
※5	・効果見込額の()内の額については補てん財源のため、通常収支不足に対する効果見込額に算入していない。 ・また、平成24年度の効果見込額からは特定財源分(72億円)を除いている。

3 ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営⑤



3 - (1) 財政規律の遵守と健全な財政運営

ア 歳入の確保 (ア)広告事業の拡充

【戦略】

市が保有する資産を最大限に活用した広告事業を全庁的に推進する。

【取組】

- ①施設を活用した広告、ネーミングライツ(※)など媒体別の行動計画を策定し、計画に基づく取組を推進する。
- ②ネーミングライツ(※)の活用を促進するため、事務マニュアルを改訂する。
- ③屋外広告の拡充に向けて屋外広告物の規制の見直しを行う。
- ④民間のノウハウやアイデアを取り入れるため「企画競争方式」を積極的に活用するとともに、区役所間の連携やエリアマネジメントなどによる戦略的な広告事業を展開する。

【スケジュール】

- ①平成24年度に媒体別の行動計画を策定し、同計画に基づく取組を推進
- ②から④まで 平成24年度から実施

【成果目標】

平成26年度の広告事業目標額5億円
(平成23年度計画額の2倍)

(※)ネーミングライツ:施設などの名称に、企業名、商品名などを冠した通称名を付ける権利

3 - (1) 財政規律の遵守と健全な財政運営

ア 歳入の確保 (イ)未利用地の有効活用等

【戦略】

未利用地について、周辺のまちづくりに寄与する観点にも留意しつつ、有効活用や売却を図る。

【取組】

- ①未利用地について、周辺のまちづくりに寄与する観点にも留意しつつ、可能な限り売却予定時期を明らかにして計画的に売却を進める。
また、売却が困難な土地や売却・事業化に相当な期間を要する土地については暫定的な利用として貸付け等による有効活用を推進する。
- ②区長による未利用地の有効活用や売却についてのインセンティブの拡充を検討する。

【スケジュール】

- ①平成24年度から実施
- ②平成25年度からの実施を目途に検討

【成果目標】

売却収入目標額

平成24年度	254億円
平成25年度	150億円
平成26年度	150億円

3 - (1) 財政規律の遵守と健全な財政運営

ア 歳入の確保 (ウ)自動販売機等に係る契約手法の見直し

【戦略】

市の施設に設置する自動販売機、売店及び食堂に係る施設利用に関する契約について、透明性の向上や収入増に向けた競争性の導入等の観点からその手法を見直す。

【取組】

- ①直営施設への自動販売機、売店及び食堂の設置について、原則公募による契約を徹底する。
- ②指定管理者が管理している施設への自動販売機、売店及び食堂の設置に係る競争性のない随意契約を見直す。
- ③就労の機会の確保を目的とする福祉団体等に対する売店等の使用許可について、就労実態のないものの使用許可を見直し、競争性を確保する。

【スケジュール】

- ①契約更新に合わせて順次公募を実施
- ②平成25年度以降の指定管理者の指定に係る施設について実施
- ③平成24年度から実施

【成果目標】

平成26年度の収入目標額5億5,700万円
(対平成23年度予算額比4,200万円の増)

3 - (1) 財政規律の遵守と健全な財政運営

ア 歳入の確保 (エ)市民利用施設の使用料の適正化

【戦略】

市民利用施設の使用料について、「必需性」と「市場性」の観点から、施設の特性等に応じた受益と負担の適正化を図る。

【取組】

- 市民利用施設の使用料について、
- ・当該施設の利用により提供されるサービスが日常生活の上で必需的かどうか（必需性）
 - ・民間でも提供されているものかどうか（市場性）

といった施設の特性や市外居住者の負担のあり方の観点から、当該施設に係る人件費も含めたフルコストをベースに、受益と負担の適正化に向けて点検・精査し、必要に応じて改定する。

【スケジュール】

平成 24年度から実施

【成果目標】

施設使用料の適正化を図るため全市民利用施設の使用料の点検・精査を26年度までに完了

3 - (1) 財政規律の遵守と健全な財政運営

ア 歳入の確保 (才)未収金対策の強化

【戦略】

「新たな未収金を極力発生させない」「既存未収金の解消」の2本柱で全庁的な未収金対策に取り組む。

【取組】

- ①支払能力がある滞納債務者に対する差押えなどの法的措置を徹底するため、債権別の行動計画を策定し、同計画に基づく取組を推進する。
- ②より効果的・効率的な徴収及び滞納整理に向けて、現在の徴収体制の集約化を図る。
- ③債権の適切な管理と責任の明確化を図る「(仮称)債権管理条例」を制定する。

【スケジュール】

- ①平成24年度に債権別行動計画を策定し、取組を実施
- ②平成24年8月に、税の徴収ノウハウを活かした(仮称)市債権回収対策室を設置
- ③平成26年度の制定を目途に平成24年度から検討

【成果目標】

平成26年度末の未収金残額551億円以下
(対平成22年度決算額(700億円)比20%以上の削減)

3 - (2) 経常経費の削減

ア 庁舎・事務所の維持管理費、IT経費 (ア)庁舎・事務所の維持管理費

【戦略】

光熱水費等の節減、ファシリティマネジメント(※)の徹底により、庁舎・事務所の維持管理費の削減を図る。

【取組】

- ①本庁舎の設備改修にあたり、最も省エネルギー効果が優れた機器(トップランナー)を採用する。
- ②本庁舎において事務室や共用部の照明灯の間引きやLED化、空調運転の短縮などを引き続き実施することにより、庁舎等の維持管理費の削減を図る。
- ③都市整備局ファシリティマネジメント課において、施設管理者が日常的な維持管理の中で自ら実践可能な、経費をかけずに節約できる手法を庁内ポータルにより紹介し、全市的に共有するとともに、各施設における取組のチェックや指導・助言を行う。

【スケジュール】

- ① 本庁舎の受変電設備改修におけるトップランナーの採用：平成24年度実施設計、平成25～26年度工事実施
- ②本庁舎のエレベーターホールランプをLED化：平成24年度
- ③平成24年度以降も継続実施

【成果目標】

- ①②平成27年度の電気使用量を平成22年度比で約10%の削減
- ③経費の削減に向けた職員の更なる意識啓発と取組の定着

* ①・②を実施することによる効果の試算
約1,200万円（H23年度の電気使用料契約単価による）

(※)ファシリティマネジメント：大阪市が所有する建物(ファシリティ)を市民共有の財産として、また、貴重な経営資源としてとらえ、全庁横断的な視点から総合的な有効活用を図る取組(マネジメント)

3 - (2) 経常経費の削減

ア 庁舎・事務所の維持管理費、IT経費 (イ)IT経費

【戦略】

競争性の確保やパッケージ(※1)利用等によりIT経費の圧縮を図る。

【取組】

- ①総務局IT統括課が情報システムの企画、開発、予算要求、発注等において、チェックや指導・助言を継続して行い、市販のパッケージシステム等を使ったシステム、複数年契約や総合評価一般競争入札方式の活用を進め、システムへの投資の適正化とIT関連予算の抑制を図る。
- ②基幹系システム(※2)に共通する仕組み(統合基盤)を開発して、システム機器や機能を共有するとともに、税・住民基本台帳や総合福祉システム等の再構築を行い、システムを改善することにより、システム運用に係る経常経費の圧縮を図る。

【スケジュール】

- ①平成24年度以降も継続実施
- ②基幹系システム統合基盤の開発：平成23～25年度情報システムの再構築
 - ・税(平成24～26年度)
 - ・住民基本台帳(平成24～26年度)
 - ・総合福祉(平成25～26年度)

【成果目標】

- ①平成24年度以降のIT関連予算(経常経費)をシステムの再構築を始めた平成22年度の90億円以下に抑制
- ②平成27年度以降のIT関連予算(経常経費)の削減

(※1)パッケージ：特定の業務あるいは業種で広い用途に利用することのできる既製の市販ソフトウェアのこと

(※2)基幹系システム：ここでは、住民基本台帳、国民健康保険、介護保険、総合福祉、税務、財務会計、文書管理、職員情報の8システムをいう。

3 - (2) 経常経費の削減

イ 印刷費、物品購入費

【戦略】

広報印刷物の作成、新聞・書籍等の出版物や物品の購入等にあたり、その必要性や費用対効果を点検・精査し、見直しを進める。

【取組】

- ① 広報印刷物作成経費の見直し
「広報事務の推進に関する要綱」を制定し、広報に関してPDCAサイクル(※)の徹底を図ることにより、目的やターゲット、経費等の面から点検・精査を行う。
- ② 物品購入費の削減
全庁的に共通して大量に使用する物品について、引き続き統括用品として市販品を集中購買し、必要部署へ直送することにより、安価で安定した供給及び各所属の契約事務の軽減に寄与する。
- ③ 定期刊行物の削減
購入の必要性、成果等について定期的に検証し、その結果を公表することにより、購入経費の削減を図る。

【スケジュール】

- ① 平成24年度から実施
- ② 平成24年度以降も継続実施
- ③ 平成24年度から実施

【成果目標】

- ① 広報印刷物を含む広報関係予算を平成23年度と比較し、平成25年度までの2年間で5割以上削減
- ② 経済的効果を期待(PPC用紙、ファイル類では取扱い以前との比較で導入時約5,000万円規模の効果)
- ③ 平成24年度 1億1,700万円削減

(※)PDCAサイクル: 施策・事業に必要な要素である企画(Plan)、運営(Do)、評価(Check)、改善(Action)を一貫した流れのものとしてとらえ、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結びつける手法

3 - (3) 隠れた支援や見えにくい支援の排除

ア 運営補助の見直し

【戦略】

団体の運営に対する補助金等について、公金の使途やその効果がより明確になる事業に対する補助金等に再構築するなど、その透明性を確保する。

【取組】

団体運営補助については、原則廃止し、必要があれば事業補助に転換する。

【スケジュール】

平成24年度から実施

【成果目標】

平成26年度までに団体運営補助等を全廃

3 - (3) 隠れた支援や見えにくい支援の排除

イ 市税及び使用料等の減免措置の見直し

【戦略】

市税の減免措置及び不動産の使用料や貸付料の減免措置を通じた財政的支援について、支援の目的と減免額（支援額）を見える化するとともに、その必要性を再点検し、ゼロベースの見直しを行う。

【取組】

- ①市税に係る減免措置及び不動産の使用料等の減免措置について、減免（財政的支援）の目的と減免額（支援額）を公表する。
- ②減免（財政的支援）の必要性を再点検するとともに、その効果を検証し、
 - ・市税の減免については廃止を原則に見直す。
 - ・不動産の使用料等については減免の廃止や最適化を図る。

【スケジュール】

- ①平成24年度に実施
- ②平成24年度中に再点検と検証を行い、平成25年度から見直し

【成果目標】

平成24年度 減免措置状況を公表
 平成25年度 減免の廃止や最適化を本格的に実施（契約等の次回更新時まで完了）

3 - (3) 隠れた支援や見えにくい支援の排除

ウ 外郭団体との競争性のない随意契約の見直し

【戦略】

外郭団体との競争性のない随意契約について、外郭団体への支援といった誤解を招くことのないよう、徹底した見直しを行う。

【取組】

外郭団体との競争性のない随意契約について、外部の有識者による外郭団体評価会議における意見を踏まえて、原則公募の観点から見直しを行う。

競争性のない随意契約が継続される場合は、その具体的な理由及び委託価格の妥当性を検証し、その結果を公表する。

【スケジュール】

平成24年度から実施

【成果目標】

外郭団体との競争性のない随意契約の平成26年度の決算額について、対平成21年度決算額(387億円)比50%以上の減

外郭団体との競争性のない随意契約に関する見直し状況を評価できると認める市民の割合:平成26年度までに60%以上

3 - (4) 施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築

ア 施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築

【戦略】

施策や事業について、次頁の「点検・精査の視点」に基づき、これまでの考え方ややり方にとらわれずに、聖域を設けることなくゼロベースで点検・精査し、安全・安心など市民にとって優先度が高いもの、より大きな効果が見込めるものへの重点化・再構築を進める。

【取組】

- ①市改革プロジェクトチームにおいて、平成23年度予算における一般会計の一般財源ベースで1億円以上の施策や事業（一般会計予算における税等ベースで約4,700億円：全体額の約93%）について、次頁の「点検・精査の視点」及び別冊3頁の「施策・事業の水準等についての基本的な考え方」に基づき、別冊5頁～116頁のとおり見直す。
- ②①の取組の対象となっていない施策・事業のうち、別冊117頁に記載しているものについては、各所属において、次頁の「点検・精査の視点」及び別冊3頁の「施策・事業の水準等についての基本的な考え方」に基づき、別冊117頁のとおり見直す。
- ③①の取組の対象となっていない施策・事業のうち、別冊117頁に記載しているもの以外のものについても、各所属において、引き続き見直しを進め、取組内容を公表する。

【スケジュール】

- ①別冊5頁～116頁のとおり
- ②別冊117頁のとおり
- ③平成24年度から実施

【成果目標】

- ①の取組
 - 平成24年度：▲ 31億2,300万円
 - 平成25年度：▲137億2,800万円
 - 平成26年度：▲230億8,900万円
 - ②の取組
 - 平成24年度：▲ 600万円
 - 平成25年度：▲2,900万円
 - 平成26年度：▲7,900万円
- ※別途、社会福祉施設に対する上下水道使用料等の減免を廃止（平成25年度 ▲3億700万円、平成26年度以降 ▲6億1,500万円）

点検・精査の視点

① 施策・事業自体の必要性

㊦ 現役世代への重点的な投資

現役世代が生み出す活力・効果により高齢世代を支えるためにも、現役世代を対象とする「子ども」「教育」「雇用」といった分野に重点的に投資し、その効果を高齢世代にも反映していくといった観点から、施策の重点の置き方を精査する。

㊧ 行政が関与する領域か民間に任せる領域か

事業開始時には民間が未成熟だったため行政が関与してきた領域の事業について精査し、民間事業者の参入により民間ビジネスとして成立している事業については、民間に任せることを基本とする（保育・幼児教育など）。

㊨ 施策目的の社会経済環境への適合性

施策目的が、少子・高齢化、グローバル化等社会環境の変化に対応したものとなっているかどうかを精査する。

㊩ 全市一律に実施すべきか、区の特性等に応じて実施すべきか

施策や事業について、市民が生活を営む上で必要不可欠な最低条件（シビルミニマム）に関わるなど全市一律で実施すべきものなのか、各区の特性等に応じて実施すべきものなのかを精査し、各区の特性等に応じて実施すべきものについては区長の判断に委ねる。

② 事業の内容の有効性と実施方法の最適性

㊦ 事業内容の施策目的に対する整合性・有効性

事業内容について、施策目的（どのような状態にするのか）との整合性、施策目的を達成するための手段としての有効性を精査する。

㊧ 行政サービスの内容を住民の選択にさらす ～サービスの受け手が選択できる環境を整備～

行政サービスの提供にあたっては、その有効性を高める観点から、提供する側の視点に立った画一的な内容にするのではなく、可能な限りバウチャー制度の活用等により住民にサービス内容の選択を委ねるなど、サービスの受け手が選択できる環境を整備することを検討する。

㊦ 民間活用の拡大

事業の実施にあたっては、

- ・実施の責任・主体とも行政にある場合は直営
- ・実施責任は行政で、実施主体を民間とする場合は委託等
- ・民間が自らの責任で実施している活動を通じて施策目的を達成する場合は活動支援(財政的支援、場の提供など)

といった整理を前提に、当該事業により達成しようとする施策目的(どのような状態にするのか)をより効果的かつ効率的に達成するという観点から、まず、民間活用ができないかどうかを精査する。

㊧ 民間活用における競争性の追求

委託等の手法を採っている場合には、市場から最適なサービスを調達するという発想のもと、複数の事業者提供できるサービスの内容を競わせているかどうかを精査する。

また、民間の事業者や団体による活動を支援する手法を採っている場合には、サービスの「提供者」である事業者や活動団体への支援を通じて「対象者(エンドユーザー)」である住民に施策の効果を及ぼすものであること踏まえ、競争原理の導入などにより「対象者(エンドユーザー)」である住民に最大の効果をもたらす活動をしている事業者等が選択されているかどうかを精査する。

㊨ 活動支援を行っている場合の支援と効果の関係の明確化

民間の事業者や団体による活動に対する財政的支援については、事業補助を基本とするなど公金の流れの透明性を確保することにより、支援とそれによる効果との関係性が明確にされているかどうかを精査する。

③ 応分の負担(受益と負担の再検討)

施策・事業の受益者と受益等の状況を精査し、受益者に応分の負担を求めるなど、受益と負担の関係を再検討する(国民健康保険料など)。

3 - (4) 施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築

イ 補助金等の見直し

【戦略】

補助金等について、次頁の「補助金等の見直し調整方針」に基づき、「補助金等のあり方に関するガイドライン」に基づくこれまでからの見直しに加え、エンドユーザーである市民の視点から有効性・妥当性、特定の団体の既得権になっていないかの検証などの見直しを進める。

【取組】

- ①団体運営補助及び施設運営補助等について、次頁の「補助金等の見直し調整方針」に基づき別冊119頁～129頁のとおり見直す。
- ②①の取組の対象となっていない補助金等については、引き続き個別精査を進め、取組内容を公表する。

【スケジュール】

- ①別冊119頁～129頁の「補助金等の見直し(総括)」記載のとおり
- ②平成24年度も引き続き実施

【成果目標】

- ①の取組
 - 平成24年度: ▲1億9,200万円
 - 平成25年度: ▲3億5,200万円
 - 平成26年度: ▲3億9,200万円
- ※ただし、「3-(4) ア 施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築」との重複を除く。

補助金等の見直し調整方針

補助金等(※)の見直しにあたっては、次の調整方針に基づき見直しを図る。

※補助金等：従来の補助金等に加え、交付金、分担金、国関係法人等への支出を含む。

○ 共通項目

- ◇ 「補助金等のあり方に関するガイドライン(平成19年3月)」に基づき必要性、妥当性、有効性、公平性について一層精査
なお、交付金、分担金、国関係法人等への支出にあつては、上記ガイドラインに準拠して精査
- ◇ エンドユーザーである市民の視点から有効性・妥当性、特定の団体の既得権になっていないかの検証
- ◇ 行政の裁量の余地のないものや、支出先又は支出額が確定的で必要性が明らかに認められるものについては、支出内容等を個別に精査
- ◇ なお、所要一般財源1億円以上の補助金等については、別途、市改革プロジェクトチームにおいて施策・事業の見直しを検討

○ 補助金

◇ 性質別分類ごとの調整方針

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 団体運営費補助 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則廃止 なお、必要に応じて事業費補助への転換 ● 施設運営費補助 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則補助率上限1/2の徹底 ● 施設整備事業補助 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市独自加算の原則廃止など個別精査 ● 借入額の利子等償還に対する補助 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別精査 ● イベント、大会等事業補助 <ul style="list-style-type: none"> ・ PDCAの観点で事業効果検証を徹底するなど個別精査
効果が認められないものは原則廃止 | <ul style="list-style-type: none"> ● その他事業補助 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則補助率上限1/2の徹底などを個別精査 ・ インセンティブ補助については、 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 厳格に効果検証を実施し、事業効果の乏しいもの ◆ 社会情勢の変化等により役割を終えたもの ● 個人に対する補助など <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者の募集要件や、認定方法について検証するなど個別精査 |
|---|---|

は廃止

○ 交付金

◇ 交付金以外の支出により難しいものについては、精算手法の確立など、経費の使途等を個別に精査

◇ 性質別分類ごとの調整方針

- 団体に対する交付金
 - ・ 運営交付金については原則廃止
 - ・ その他は個別精査
- 個人に対する交付金
 - ・ 個別精査

○ 分担金

◇ 性質別分類ごとの調整方針

- 団体運営費に係る分担金
 - ・ 原則廃止
- イベント開催経費に係る分担金
 - ・ 自治体が関与する必要性を検証し、民間だけでできるものは民間で実施
 - ・ 事業効果を再検証のうえ個別精査
- 会費的分担金
 - ・ 運営費・賛助会費的な分担金は原則廃止
 - ・ その他個別精査
- 施設維持管理に係る分担金
 - ・ 個別精査
- 工事費支出に係る分担金
 - ・ 個別精査
- その他の分担金
 - ・ 事業効果を再検証のうえ個別精査

○ 国関係法人等への支出

◇ 大阪府が実施した見直し方針に準じ、当該法人への支出の必要性や手段の妥当性について検証

◇ 見直しの調整方針

- 賛助会費(団体への運営費的なもの)
 - ・ 原則廃止
- 講習会費・検査手数料
 - ・ 個別精査
- その他
 - ・ 個別精査

3 - (4) 施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築

ウ 指定管理者制度の見直し

【戦略】

市場から最適なサービスを調達するという発想のもと、指定管理者制度の見直しを行い、事業者から提供を受けるサービスの内容について、より一層の競争性を確保する。

【取組】

指定管理者の選定のガイドラインについて、次の改正を行い、改正ガイドラインに基づく選定を実施する。

- ・選定時の審査における具体的選定項目及び配点について、より経済性を重視した配点に変更する。
- ・多数の事業者が応募できるように、公募条件等の工夫を行う。
- ・選定委員会の委員の選定を各所属で行うのではなく、統括部局で一括して実施する。

【スケジュール】

平成24年度から実施

【成果目標】

改正ガイドラインの全ての対象施設への適用(平成24年度選定作業予定 約40施設)

3 - (4) 施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築

エ 幼稚園・保育所の民営化

【戦略】

幼稚園・保育所について、区長において、行政が関与する領域か民間に任せる領域かといった視点から事業の内容を精査し、民間において成立している事業については、民間に任せることを基本として、民営化を進めていく。

【取組】

区長において、施設や地域の状況を精査したうえで、休廃止も視野に入れながら、幼稚園については、民間移管を推進し、保育所については、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進する。

【スケジュール】

平成24年度中に民営化の計画(案)を策定し、平成27年度以降順次実施

【成果目標】

セーフティネットとして必要な保育所を除く、幼稚園・保育所の民営化

3 - (5) 公共事業の見直し

【戦略】

新たな都市基盤施設の整備に関する事業の更なる選択と集中を徹底するとともに、既存の都市基盤施設の維持管理にあたっては施設の長寿命化の視点も踏まえた戦略的な維持管理を実施するなど、「建設から維持管理への重点化」という観点も含めた見直しを進める。

【取組】

①道路、公園・緑地の都市計画、及び治水対策の見直し

長期にわたって事業に未着手となっている道路、公園・緑地の都市計画について、将来の必要性などを再検討し、廃止も含めた見直しを行う。

大阪府の河川整備計画の見直し(今後概ね30年間でめざすべき河川整備水準の目標を設定)に対応して、同計画に基づく本市の河川事業を見直す。

②維持管理計画の策定

引き続き、都市基盤施設ごとに予防保全の観点を重視した維持管理計画を策定する。

【スケジュール】

①都市計画道路については、平成24年度中に見直しを完了し、公園・緑地については、平成24年度中に今後の公園緑化施策のあり方を取りまとめた上で、引き続き、都市計画の見直しを推進

平成24年度中に本市の河川事業の見直しを完了

②平成25年度中に主要な都市基盤施設の維持管理計画の策定を完了し、同計画に基づく維持管理を推進

【成果目標】

新たな都市基盤施設の整備の選択と集中及び既存の都市基盤施設の戦略的な維持管理(取組完了時に効果を明示)

3 - (6) 市民利用施設のあり方の検討

【戦略】

「施設提供サービスからソフト施策のサービスへ」、「民間でできることは民間に」、「区の特性に応じた区長の自主的な選択」、「施策目的ごとの施設提供から施設の全体最適化」などの観点から、別冊133頁の「市民利用施設のあり方の検討にあたっての基本的な考え方」に基づき、施設の必要性・有効性、行政と民間の役割分担等を点検・精査し、施設の廃止・転用や機能統合などを含めた抜本的な見直しを行う。

【取組】

別冊134頁の「市民利用施設の見直しの方向性」の区分に従って、次のとおり取組を進める。

- ①局及び市改革プロジェクトチームにおいて検討する施設（別冊134頁、136頁～140頁）

対象施設ごとに見直し内容及び時期を明らかにした実施計画を策定し、同計画に基づき見直しを行う。

- ②区長が区の特性に応じて検討する施設（別冊135頁、141頁、142頁）

区長会議において、市改革プロジェクトチームから提供された区内の対象施設ごとの規模、建設年度、運営経費、利用状況、設置場所等のデータに基づき、複数の区からなる8～9のブロックごとに必要となる施設についての検討を進める。

- ③体育館、大阪プール、文化施設等
府市統合本部で示された方向性（案）に基づいて取組を進める。

【スケジュール】

- ①平成24年度中に実施計画を策定し、同計画に基づき見直しを推進
- ②平成24年8月までに区長会議にデータを提供し、平成25年8月を目途に見直し案を作成
- ③平成24年度から実施

【成果目標】

市民ニーズに応じた利用や施設配置の実現（個別実施計画の策定時に効果を明示）

3 - (7) 外郭団体の必要性の精査

【戦略】

現在の資本的関与(出資・出えん)や人的関与(役職員の派遣)が本市の施策目的を達成する上で真に必要なものかどうかを改めて精査し、その結果に基づき、廃止、民営化、広域化などの見直しを行う。

【取組】

- ①外部の有識者による外郭団体評価会議における意見を踏まえて、団体ごとの見直しの方向性を示すとともに、人的関与及び資本的関与の見直しについて、目標及び時期を明確にし、取り組む。
- ②「(仮称)出資法人等への関与事項等を定める条例」を制定し、外郭団体などに対する関与を明確にし、適正な監理を図る。

【スケジュール】

- ①平成24年度中に団体見直しの方向性、人的関与及び資本的関与の見直しに係る目標及び時期を明らかにし、見直しを推進
- ②平成24年度に制定し、適正な監理を実施

【成果目標】

外郭団体数について、平成26年度までに対平成23年度団体数(72団体)比50%以上の減
外郭団体の見直し状況を評価できると認める
市民の割合:平成26年度までに60%以上

3 - (8) 人事・給与制度の改革

ア 人事制度改革

【戦略】

スリムで効率的な業務執行体制をめざして引き続き職員数の削減を行うとともに、人事制度について、民間並みをめざし大阪にふさわしい大都市制度を見据え円滑な職員の移行を行えるよう大阪府との間で整合性のとれた制度とする。

【取組】

- ①経営形態の変更、施策事業の再構築などにより、職員数約1万9,000人をめざす。
(次頁参照)
- ②社会人経験者採用の拡大を図るとともに、区長をはじめ幹部職員の公募を行う。
- ③職員採用試験について、エントリーシート方式を導入するとともに、優秀な人材を確保するため試験実施の早期化を行う。
- ④大阪府との間で職員採用の一元化と人事交流の拡大を行う。
- ⑤職員に関する基本的な事項を定めた職員基本条例等を制定し、同条例に基づき適正な人事管理を行う。
- ⑥人事評価制度の一層の透明性の向上、管理職登用にあたっての外部評価の導入など昇任制度の改善、休暇制度の見直しを行う。

【スケジュール】

- ①平成27年度を目途
- ②平成24年度から幹部職員の公募を実施し、平成25年度採用者から社会人経験者採用を拡大
- ③平成25年度採用者に係る試験から実施
- ④平成24年度から人事交流を拡大(61名)
新たな大都市制度の移行時に合わせて採用を一元化
- ⑤平成24年度の条例制定
- ⑥新たな人事評価制度・目標管理制度：平成24年度から試行実施し、25年度から本格実施
管理職登用にあたっての外部評価の導入：平成24年度から実施
昇任制度の改善、休暇制度の見直し：平成24年度から検討し、順次実施

【成果目標】

大阪府との間で整合性のとれた人事制度の構築

※人事制度を大阪府と整合性のとれたものにすることを目的としており、客観的な数値により効果を測定できず、また、市民の主観的な受け止め方で成果を測ることも適当ではないことから、成果指標の数値化にはなじまないため、目標は数値化していない。

将来人員の見通し

公務員の数を中心に

(※1)

【23年10月】

約21,600人

(うち現業約4,000人)

【24年10月】

約20,700

【25年10月】

約20,250

【26年10月】

約19,800

【27年10月】

約19,350

退職 約900

退職見込 600

退職見込 600

退職見込 600

採用 若干名

採用予定 150

採用予定 150

採用予定 150

総人員数 約21,700

(非常勤等約1,000人を含む)

約21,250

約20,800

約20,350

- ・施策、事業のゼロからの再構築
- ・事務事業の民間や地域への開放
- ・現業系業務の民間や地域への開放 (※2)
- ・府との連携による府市業務の共通化の検討
- ・退職勧奨制度や再就職支援策の検討
- ・組織、ポストの見直し

- ・区長に決定権移譲
- ・基礎行政と広域行政に機能整理

(退職・採用数等は現時点の想定)

新たな自治を担う人材

基礎行政
(中核市並み)

広域行政

経営形態の変更

民営企業化、独立法人化、広域企業団化、一部事務組合化

- (※1)民間委託化や経営形態の見直し等により人員数の削減が図られるが、これらの事業の実施に要する経費は別途必要であり、人員数の削減率がそのまま経費の削減率を意味するものではない。
- (※2)経営形態変更のほか、現業系業務の民間や地域への開放についても、スケジュール感を持って対応

各局
事務局
24区役所
教育委員会事務局
学校園 等

地下鉄・市バス	6,800
病院	1,900
水道	1,800
下水	1,500
ごみ収集・焼却	2,500
保育園・幼稚園	1,900

約16,400人

(うち現業約8,000人)

職員数 約38,000人

総人員数 約39,800人

(非常勤等約1,800人を含む)

3 - (8) 人事・給与制度改革

イ 給与制度改革

【戦略】

給与制度について、民間並みをめざし、大阪にふさわしい大都市制度を見据え円滑な職員の移行を行えるよう大阪府との間で整合性を考慮し、改革をより進化させた制度を構築する。

【取組】

- ①幹部職員の給与について定額制を導入する。
- ②給料表の級間の給料月額の高なりを縮減する。
- ③住居手当や旅費制度の見直しを行う。
- ④技能労務職員や保育士等の給与の、民間の同種又は類似業務従事者との均衡を図る観点からの見直しを行う。

【スケジュール】

①から④まで 平成24年8月から順次実施

【成果目標】

大阪府との間で整合性を考慮し、改革をより進化させた給与制度の構築

※給与制度を大阪府と整合性のとれたものにすることを基本としており、客観的な数値により効果を測定できず、また、市民の主観的な受け止め方で成果を測ることも適当ではないことから、成果指標の数値化にはなじまないため、目標は数値化していない。

3 - (9) 職員づくり、人材マネジメント

ア 改革を担う職員づくり

【戦略】

真の住民自治の確立に向けた改革を進めていくため、職員が前向きで主体性・チャレンジ意識を持つとともに、職員の気づきを促進する取組を進める。

また、ファシリテーション(※)能力やコーディネート力など市民満足を高める能力の向上に取り組み、市民から信頼される自律的な職員と組織風土づくりを進める。

【取組】

<区長による取組>

- ①各区長が、職員の主体的な参画のもと、改革を担う自律的な「職員づくり」や「人材マネジメント」に関する基本方針を定めるための基本的な考え方をとりまとめるとともに仕組みを構築する。
- ②①の基本的な考え方等を基に、各区長において、職員人材開発センターも活用して具体的な取組を盛り込んだ各区基本方針を策定し、各取組を実施する。
- ③「区長の補助組織」となる局の職員に対し、区民と共に基礎自治行政を担うという意識を啓発するため、担当する区を決め、その区域内の社会貢献活動への自主参加や各種セミナーの参加などを促し、職員の適正な評価や組織風土の改善につなげる。

【次頁へ続く】

(※) ファシリテーション: 容易にする、促進するという語意で、組織や集団による問題解決や合意形成などにおいて、中立的な立場に立って、協働的・創造的な話し合いのプロセス(手順、過程)を設計・管理することをいう。

3 - (9) 職員づくり、人材マネジメント

ア 改革を担う職員づくり

【取組】

【前頁続き】

<全市的な取組>

- ④海外研修の活性化と拡充を図る。
- ⑤提案・改善制度及び職員表彰制度の周知の強化と活性化を図る。
- ⑥管理職公募の拡充、FA制度(※1)の導入など庁内公募の充実を図る。
- ⑦コーディネート力向上等の研修を実施するとともに、区役所職員の企画力等強化のための研修を実施する。
- ⑧ポジティブ・アプローチ(※2)手法等の活用に向けた研修を実施するとともに各所属での活用を促進する。

【スケジュール】

- ①平成24年度上半期中に実施
- ②平成24年度中に策定し、平成25年度から実施
- ③平成24年度から実施
- ④平成24年度から更なる活性化について検討し、平成26年度から拡充実施
- ⑤平成24年度から周知の強化と更なる活性化について検討
- ⑥平成25年度から実施
- ⑦平成24年度から拡充実施
- ⑧平成24年度からポジティブ・アプローチ手法の研修等全取組を継続実施

【成果目標】

仕事にやりがいを感じている・ある程度感じている
職員の割合：平成26年度までに90%以上

(※1)FA制度：一定の要件を満たす職員が、人事異動先として希望する所属の選考を受け、選考に合格した職員を希望する所属へ配属する制度
(※2)ポジティブアプローチ：特定のテーマの関係者が一堂に集まって話し合い、組織や地域の強み・価値を発見し、それらが最大限発揮されたときの「ありたい姿・状態」を描き、共有することで、より次元の高い共通の目標の創出及び、その実現に向けた主体的なアクションプランの生成につなげる手法。組織の活性化や、計画の立案、協働のアクションプランづくり等の有効な手法として活用されることが期待できる。 **65**

3 - (9) 職員づくり、人材マネジメント

イ 改革を支える人材マネジメントの推進

【戦略】

職員間での仕事のめざすべき方向性や目標の明確化・共有化、人事評価の透明性のより一層の向上などを通じて、職員の士気や組織パフォーマンスの向上に向けた人材マネジメントを推進する。

【取組】

<区長による取組>

- ①各区長が、職員の主体的な参画のもと、改革を担う自律的な「職員づくり」や「人材マネジメント」に関する基本方針を定めるための基本的な考え方をとりまとめるとともに仕組みを構築する。
- ②①の基本的な考え方等を基に、各区長において、職員の士気や組織パフォーマンスの向上に向け、基礎自治体を担う職員像の創造、職員の適正な評価や組織風土の改善等、人材マネジメントに係る具体的な取組を盛り込んだ各区基本方針を策定し、各取組を実施する。

<全市的な取組>

- ③各所属の「人材育成行動宣言」を実効あるものとなるよう充実させる。
- ④風通しの良い職場づくりのため、元気アップ運動の活性化を支援するなど、職員の意識改革や職場風土改革を推進する。
- ⑤職員の能力・実績を適正に評価できる新たな人事評価制度を構築する。
- ⑥ポジティブ・アプローチ(※)手法を活用し、事業運営のマネジメントにおいて職員間の対話を促進させる。

【次頁へ続く】

(※)ポジティブアプローチ：特定のテーマの関係者が一堂に集まって話し合い、組織や地域の強み・価値を発見し、それらが最大限発揮されたときの「ありたい姿・状態」を描き、共有することで、より次元の高い共通の目標の創出及び、その実現に向けた主体的なアクションプランの生成につなげる手法。組織の活性化や、計画の立案、協働のアクションプランづくり等の有効な手法として活用されることが期待できる。

3 - (9) 職員づくり、人材マネジメント

イ 改革を支える人材マネジメントの推進

【前頁続き】

【スケジュール】

- ①平成24年度上半期中に実施
- ②平成24年度中に策定し、平成25年度から実施
- ③平成24年度から拡充実施
- ④平成24年度から拡充実施
- ⑤平成24年度試行実施し、平成25年度本格実施
- ⑥平成24年度から実施

【成果目標】

効果・効率的に業務を進めるため職員どうしの協力・連携がとれている職場である・どちらかといえばそうであると感じている職員の割合：平成26年度までに80%以上

3 - (10) 良きガバナンスの実現

ア 説明責任と透明性の確保 ～オープン市役所～

【戦略】

施策や事務事業の実施・変更等について、意思決定のプロセスや事務事業の内容、公金の使途、流れ等の透明性の確保に向けた取組を進める。

【取組】

究極の情報公開を実現するために、次の4つの柱からなる「オープン市役所」に取り組む。

①「施策プロセス」の見える化

市政運営の透明性の確保を図るため、実施している施策について、その発端から決定・実行までのプロセスを明らかにする。

②「市民の声」の見える化

市民の市政への理解や関心を高め、市民ニーズに合った施策展開をより一層充実させるため、従前から実施している「市民の声」の公表を全件に拡大する。

③予算編成過程の公表

予算編成を進めるにあたって、市民に対する説明責任を果たすため、その編成過程の情報を公表する。

④公金支出情報の公表

予算の使途を明確にするため「公金支出情報」を公表する。

【スケジュール】

- ①平成24年度から試行実施し、平成25年4月までに本格実施
- ②平成24年10月から実施
- ③平成25年度予算から予算算定調書を公表
- ④平成26年度中に実施

【成果目標】

市がどのように施策・事業を決めているのかが分かりやすいと思う市民の割合：平成26年度までに80%

3 - (10) 良きガバナンスの実現

イ 効果的な情報発信

【戦略】

広報の一元化及び区役所の情報発信機能の強化により、市民のニーズに合ったより効果的・効率的な情報発信を行う。

【取組】

- ① 広報の一元化
 - 各所属の広報を一元化し、経費面での効率性を高めるとともに、市民へよりの確に情報を届ける。
 - ・市長会見用バックボードを活用した情報発信
 - ・広報印刷物の電子化、新たな広報ツールの検討、活用
 - ・広報に関するPDCAサイクル(※)の徹底など
- ② 区役所の情報発信機能の強化
 - ・市政だよりの廃止と区広報紙の充実
 - ・区ホームページの情報発信機能の強化
 - ・区役所を中心とする広報人材の育成と体制の強化

【スケジュール】

- ① 平成24年度から実施
- ② 区長会議と調整し、平成24年度から段階的に実施

【成果目標】

- ① 各所属の広報関係予算(印刷物作成予算を含む)を、平成23年度と比較し、平成25年度までの2年間で50%以上削減
- ② 区役所からの情報発信により必要とする市政情報を入手できていると感じている区民の割合：平成25年度までに80%

(※)PDCAサイクル：施策・事業に必要な要素である企画(Plan)、運営(Do)、評価(Check)、改善(Action)を一貫した流れのものとしてとらえ、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結びつける手法

3 - (10) 良きガバナンスの実現

ウ 業務フローの最適化

【戦略】

業務効率の向上を図るため、区役所と局が分担している業務や繁忙要素となっている業務等について、基礎自治の拠点となる区役所の視点で見つめなおし、業務プロセスの見える化と最適化を実施する。

【取組】

- ①毎年度、モデルとなる区役所を選定して、20項目程度の検討対象業務を抽出し、各区役所及び関係局の意向を踏まえて最適化案を作成し、実施する。
- ②各区役所において自律的に事例研究を行って業務改善が実施されるよう、①の取組を通じて蓄積した最適化の事例やノウハウについて、庁内ポータルへの掲載等により全庁での共有化を図るとともに、最適化に関する職員研修を実施する。

【スケジュール】

- ①平成25年度まで毎年度実施
- ②平成24年度から研修を実施し、平成25年度から最適化の事例やノウハウについて全庁で共有化

【成果目標】

最適化の対象となった業務に従事している区役所職員のうち、最適化によってムリ・ムダがなく全体的に効率的になったと評価する職員の割合：平成26年度までに60%以上

3 - (10) 良きガバナンスの実現

エ 事業コストの「見える化」～フルコスト管理～

【戦略】

発生主義・複式簿記の考え方を採り入れた日々仕訳方式による新公会計制度を導入し、職員のコスト意識を一層喚起し、減価償却費や人件費などの見えにくいコストを含めたフルコスト情報や資産・負債についてのストック情報をマネジメントやPDCAサイクル(※)の評価ツールとして活用するとともに、市民に対する説明責任を果たすため、これらの情報を市民に公表する。

【取組】

- ①発生主義・複式簿記、日々仕訳方式に対応するためのシステムを構築する。
- ②発生主義・複式簿記に関する基礎知識やコスト意識向上のための研修・説明会を実施する。
- ③フルコスト情報等を事業撤退の判断や受益と負担の明確化など、マネジメントの取組に活用する方策を策定し、実施する。

【スケジュール】

- ①平成24年度に財務諸表作成基準(素案)を作成し、平成26年度にシステム構築
- ②平成24年度から研修・説明会を順次実施
- ③平成24年度及び平成25年度に活用に適した事業単位を検討し、平成26年度にマネジメントへの活用方策を策定

【成果目標】

平成26年度中のシステム構築

(※)PDCAサイクル: 施策・事業に必要な要素である企画(Plan)、運営(Do)、評価(Check)、改善(Action)を一貫した流れのものとしてとらえ、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結びつける手法

3 - (10) 良きガバナンスの実現

オ コンプライアンスの確保

【戦略】

事実調査機能の拡充など公益通報制度の改善を図るとともに、職員の公正な職務の執行を確保するための仕組みをより一層周知徹底してその活用を推進することによって、職員のコンプライアンス意識の確保と風通しの良い職場づくり、市民から信頼され市民の信託に応える組織風土づくりを行う。

【取組】

- ①公正職務審査委員会等の体制強化により公益通報の迅速な処理を行うほか、内部監察において実施調査を行うなど、制度の実効性の向上に取り組む。
- ②コンプライアンスに係る情報共有を進めるとともに、公益通報制度や内部監察制度、リーガルサポートーズ制度、コンプライアンス相談制度等の各種制度の適切な運用を図る。
- ③服務規律確保を徹底するため、「服務規律刷新プロジェクトチーム」のもと、服務規律確保のルールづくり、再発防止策の検討及び実施など、厳格化の取組強化を図る。

【スケジュール】

- ①平成24年度から実施
- ②平成24年度以降も継続実施
- ③平成24年度から実施

【成果目標】

職場で自由に意見が言えると感じている職員の割合：平成26年度までに80%以上（平成23年度71.2%）

3 - (11) 機能不全を起こしている社会・行政システムの改革提言

【戦略】

大阪の抱える課題に基礎自治体として主体的・自律的に対応する際に障害となる、現在社会において機能不全を起こしている国の社会・行政システムの問題点を明らかにし、国に対して積極的に改善を求めていく。

【取組】

- ①機能不全を起こしている国の社会・行政システムを抽出して対応策を整理・検討し、現行制度の範囲で対応できる方策を提案・実施することにより社会・行政システムの問題点を広く提起する。
- ②根本的なシステム改革について、あらゆる機会を捉えて、国の制度・施策に関する提案・要望活動を行う。
- ③提案・要望に対する国の対応を踏まえ、更なる改善に向けた取組を推進する。

【スケジュール】

①から③まで 随時実施

【成果目標】

現在社会において機能不全を起こしている国の社会・行政システムの改善

※改善の対象数をあらかじめ想定することができないうえ、市が単独で改善できるものではなく、また、市民の主観的な受け止め方で成果を測ることも適当ではないことから、成果指標の数値化にはなじまないため、目標は数値化していない。

4 PDCAサイクルの徹底

【戦略】

施策の目的を明確にした上で事業を実施し、定期的に当該事業の施策目的の実現(成果)に対する有効性をチェックして事業内容の改善や新たな事業展開につなげるマネジメントサイクルを徹底する。

【取組】

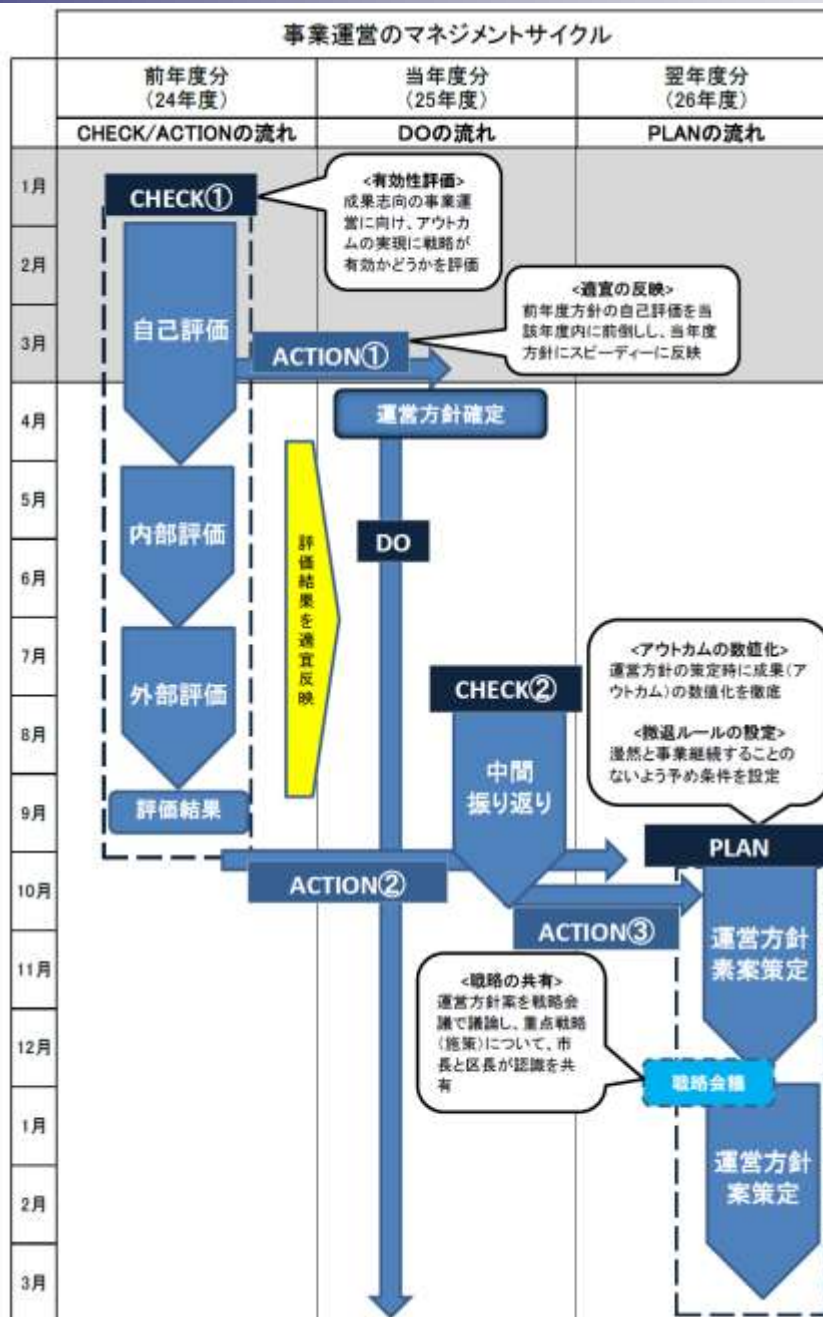
- ①自己評価・内部評価に加え、戦略会議、外部有識者による評価を活用したマネジメントサイクル(次頁参照)を推進する。
- ②施策目的の達成度が客観的・定量的に測定できるように成果の目標を可能な限り数値化する。
- ③施策目的の達成度の測定のための新たな調査手段として「インターネット・アンケート・システム」を導入する。
- ④事業の実施にあたり裁量の余地のない事業以外の事業について、事業による施策目的の達成度や事業の実績に応じて当該事業の廃止や再構築を行うことをルール化する。

【スケジュール】

- ①から③まで 平成24年度から実施
- ④平成24年度にモデル試行し、平成25年度から運営方針に記載された事業について実施し、平成26年度から予算要求対象事業について実施

【成果目標】

施策目的の実現(成果－アウトカム)を意識して事業や業務に取り組んでいる職員の割合:平成26年度までに80%以上





大阪市市政改革室改革方針担当

〒530-8201

大阪市北区中之島 1－3－20

TEL 06-6208-9733

FAX 06-6205-2660

Eメール ac0002@city.osaka.lg.jp